

4. 公益団体の慎重なファンド管理に関する統一州法（訳）

公益団体の慎重なファンド管理に関する統一州法  
(UNIFORM PRUDENT MANAGEMENT OF  
INSTITUTIONAL FUNDS ACT)

起草者

統一州法委員会  
全米会議

同会議による

全州での制定に係る承認・提言

於

年次会議  
115周年総会  
サウスカロライナ州ヒルトンヘッド

2006年7月7日～14日

巻頭言及び注釈付き

Copyright ©2006

作成  
統一州法委員会  
全国会議

2007年11月8日

## 公益団体の慎重なファンド管理に関する統一州法

**第1条 略称** この[法律]は、公益団体の慎重なファンド管理に関する統一州法(The Uniform Prudent Management of Institutional Funds Act)として引用することができる。

**第2 定義** この[法律]において、

(1) 「公益目的 (charitable purpose)」とは、貧困の救済、教育若しくは宗教の振興、健康の増進、政府目的の促進、又はその成果が地域社会にとって有益となるその他の目的を意味する。

(2) 「基金ファンド (endowment fund)」とは、寄付証書の条件に基づき、団体が当面は全額を支出できない団体基金又はその一部を意味する。これには、団体が自らの利用に供する基金ファンドとして指定する資産は含まれない。

(3) 「寄付証書 (gift instrument)」とは、団体のファンドとして財産が団体に交付され、譲渡され、又は団体により保有されるための根拠となる記録物を意味し、これには団体の依頼書も含まれる。

(4) 「団体 (institution)」とは、以下に掲げる各号のいずれかを意味する。

(A) 個人を除き、公益目的のためのみに設立され、運営される者。

(B) 資金を公益目的のためのみに保有している範囲で、政府又は政府の下部組織、官庁若しくは機構。

(C) 公益及び非公益の両方を有していた信託であって、非公益部分のすべてが終了した後のもの。

(5) 「団体ファンド (institutional fund)」とは、団体が公益目的のためのみに保有しているファンドを意味する。この用語には、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものは含まれない。

(A) プログラム関連の資産。

(B) 団体ではない受託者が団体のために保有しているファンド。

(C) 団体ではない受益者が権益を有するファンド。ただし、ファンドの目的への違反又は懈怠によって生じ得る権益を除く。

(6) 「パーソン (person)」とは、個人、法人、事業信託、不動産、信託、パートナーシップ、有限責任会社、社団、合弁事業、公社、政府若しくは政府の下部組織、官庁若しくは機構、又はその他の法律上若しくは商業上の組織体を意味する。

(7) 「プログラム関連資産 (program-related asset)」とは主として団体の公益目的を達成するために団体が保有している資産であって、投資を主たる目的としないものを意味する。

(8) 「記録物 (record)」とは、有形の媒体上に印字、又は電子媒体その他の媒体に保存され、知覚可能な形態によって取り出せる情報を意味する。

## 注釈

**第(1)項 公益目的** 公益目的の定義は、UTC (Uniform Trust Code) 第405条及び(第三)信託修正(Restatement of Trusts) (2003年)第28条のものに従っている。長きにわたり使い慣らされてきたこの基準は、1601年に制定された英国公益ユース法(English Statute of Charitable Uses)に由来している。

およそ17の州では、様々な目的により公益目的の法的定義が設けられている。例えば、10 PA. CONS. STAT. § 162.3 (2005)などを参照(ここでは、公益目的ファンド募集法(Solicitation of Funds for Charitable Purposes Act)の範囲内で公益目的を定義しており、「人道的」、「愛国的」、「社会福祉支援運動的」及び「公民的」な目的を盛り込んでいる)。第(1)項の定義は、本法の目的に適用されるものであり、他の公益目的の定義には影響しない。

**第(2)項 基金ファンド** 基金ファンドとは、団体が当面は全額を支出できない団体のファンド又はその一部のことである。ファンドを基金ファンドたらしめる制限は寄付証書の条件により生まれる。団体が複数の基金ファンドを有している場合には、第3条に基づき、当該団体は基金の一部又は全部を合わせて運営管理し投資することができる。第4条及び第6条は、各ファンドに適用されなければならないものの、投資目的のためにまとめて運営管理されているファンドの合同体には適用できない。

理事会が用途を指定するファンドは団体ファンドとなるものの、基金ファンドではない。本法における支出及び制限修正に関する各規則は、自己の利益のために保有する無拘束ファンドに対し団体が設けている制限には適用されない。団体は、内部規則のほか、その団体を運営管理する者に対し適用される受託者義務を条件として、独自にこれらの制限を変更することができる。

団体が他団体に対し、基金として保有するという制限付きで資産を譲渡する場合、譲り受ける側の団体は当該資産を基金として保有することとなる。

**第(3)項 寄付証書** 寄付証書とは、寄付の条件を定めた記録物を指し、複数通の書類から構成されることもある。本項定義では、法的拘束力を有する寄付制限となるのは書面化された条件のみであることが明確にされている。

本項定義で使用されているとおり、「記録物」とは広範性のある概念であり、電子形態を含むあらゆる形態の書面を意味している。当該用語には、遺言書や譲渡証書、移譲証書、合意書、覚書が含まれるほか、寄付目的を持たない書面も含まれる。例えば、一定の条件下では団体の付属定款、役員会の議事録又は支払済み小切手は、寄付証書となったり寄付証書を構成する複数記録物の一つとなったりする可能性がある。当該用語には前述のような記録物一切が含まれるものの、記録物が寄付証書となるのは、寄付者及び団体の両方が寄付者の寄付時の条件を認識しているか、又は認識していたはずの場合に限られる。例えば、寄付者が一般的な目的のために団体に寄付を拠出した場合、それらの目的は、基本定款によって明確化できる場合もある。一方、団体側に「10代の抑うつに関する教育プロジェクト」に当該寄付を使用するよう説明した文書が寄付者より届けられた場合には、それに応じて収められた基金は当該目的のために使用しなければならず、基本定款で別途認められている広範な目的には使用してはならない。

募集資料も寄付証書を構成する場合がある。例えば、募集に基づき収められた寄付は基金として保有される旨を書面により提案した依頼書などは、他の書面と合わせて、寄付証書の一部として見なされることがある。依頼書の条件が寄付証書の一部となるかどうかは、後発の書面が

その依頼書の条件に優先しているかどうかなどの条件によって異なる。募集に応じて収められた各寄付には、その寄付に関する寄付証書において表示されている制限が課されることになる。例えば、最初の寄付が基金ファンドを設置するためのものであって、その後、慈善団体が「チャリティ×基金ファンドの一部として保有される」追加の寄付を募集した場合には、その追加の寄付にはそれぞれ、チャリティ×基金ファンドの一部として保有するという制限が課される。

寄付証書の用語には、雇用主やその他の者が提供するマッチングファンドが含まれる。マッチングファンドが基金ファンドの一部として取り扱われるかどうかはマッチング・ギフトの条件によって異なる。

寄付証書の用語にはさらに、立法団体その他の公共団体若しくは政府団体による団体のための充当金も含まれる。

**第(4)項 団体** 本法は、公益目的のためのみに設立され、運営されている団体全般に適用される。当該用語には、非営利法人、法人格のない社団、政府の下部組織若しくは省庁、又はあらゆる設立形態の組織体として設立された慈善団体であって、公益目的のためのみに設立・運営されているものが含まれる。この用語には、公益目的のためのみに設立・運営されている信託も含まれるが、ただし慈善団体が受託者の地位にある場合に限られる。本アプローチでは、UMIFAの対象範囲については変更なしのままとなっている。団体の定義から「個人」を除外したのは、個人会社を除外することを意図したのではない。

UPMIFAはすべての慈善信託に適用されるわけではないが、その規定の多くは信託法に由来している。UPIAを採用している州では、慈善信託の受託者に対し慎重投資家基準（prudent investor standards）が適用されている。慈善信託の受託者は信託規定の修正にシプレー原則及びデビエーション原則を用いることができ、UTCには様々な修正規定が盛り込まれている。統一元本・収益法（The Uniform Principal and Income Act）では、トータルリターン投資を促進するために元本とインカム間の配分が認められている。UPMIFAの対象に含まれない慈善信託、主に法人受託者及び個人により運営管理されているものについては、UPMIFAの基金支出規則による効果のほか、慈善団体が裁判所の監督なく小規模で年数の経過したファンドの修正にシプレー原則を適用することを認める規定による効果が失われることになる。制定化する地域では、法人受託者により運営管理される慈善ファンドに効果を提供するため、既存の信託法に対しそうした規則の盛り込みを選択することもできる。

団体の定義には、本項定義に挙げられている目的のためのみにファンドを保有している政府団体が含まれる。州法に従い設置された政府組織体は、州により設置されたその組織形態を理由として、本項定義には該当しない場合もある。このように各州での設定が様々であることから、州立の慈善組織体すべてを網羅する定義を設けることは不可能である。各州では、そうした政府団体に対しUPMIFAの基本原則の適用を検討しなければならない。例えば、州立大学などへの支配権は、州理事会（State Board of Regents）が保持している場合がある。こうした場合、その州では、当該大学が事実上民間設立化されるような形で、制定法により、あるいは州憲法において、統治体制を定めているということがある。起草委員会はこれらの大学を団体の定義から除外することを意図しているわけではないが、特定の状況に対応するために追加の州法が必要となる可能性もある。

**第(5)項 団体ファンド** 団体ファンドという用語には、当面において支出可能か、制限

付きかにかかわらず、公益目的のために団体により保有されているファンドが含まれる。当該用語には、団体でない受託者によって保有されているファンドは含まれない

一部の団体では投資目的のために複数のファンドからの資産を結合しており、また各種団体からのファンドを共同ファンド（common fund）に投資している団体もある。各ファンドはその個々のファンドの分担価値に相当する割当ユニットとなることが通例である。これらの資産は、投資を効率化しポートフォリオ全体の分散を進展させられるよう、一括して投資が行われる。合同投資型ファンド（collective fund）は、各ファンドによって受け持たれたユニットに基づいて個々のファンドに対し年次配当を行う。第3条 [及び第5条] の目的において、合同投資型ファンドは一つの団体ファンドとして見なされる。第4条及び第6条は各ファンド単独に対して適用されるが、合同投資型ファンドには適用されない。

投資目的限定ではなく主としてプログラム関連目的で団体が保有する資産はUPMIFAの対象外となる。例えば大学などでは、今後の開発のためにキャンパスに隣接する土地を購入する場合がある。この購入は、商業用不動産に関するブルーデント投資家基準には合致しないこともあり得るが、大学に新たな寮の建設が必要であれば妥当であるとも言える。大学が保有する教室棟、事務棟、及び寮はすべて財産的価値を有しているが、大学側としては投資目的のための金融資産としてそれらの建物を保有しているわけではない。本法では、慈善団体が慈善活動の実施のために使用する資産をブルーデント投資家基準から除外しているが、団体の公益目的との関わりが薄く主として投資目的のために保有されている資産については除外していない。

団体が保有しているファンドは、その受益者が団体でない場合には団体ファンドに該当しない。例えば慈善団体が受託者として、寄付者のためにその寄付者の存命期間中保有している慈善残余信託（charitable remainder trust）は、慈善団体が保有している残余利益とともに、団体ファンドに該当しない。ただし本号では、非公益部分の終了後も公益目的のために稼働している慈善残余信託は団体として扱っている。非公益部分の終了後に消失する慈善残余信託については本法の影響はごく限定的なものとなる。信託財産の分配の完了に必要な期間中は、受託者の活動にはブルーデンス基準が適用されるが、時間枠が短ければ投資の意思決定に影響が出ることになる。

**第(6)項 パーソン** 本法は、パーソンの定義として、統一州法委員会全国会議により承認された定義を使用している。団体の定義ではパーソンという用語が用いられているが、団体となるには、パーソンは公益目的のためのみに設立され運営されていなければならない。商業目的を有するパーソンは団体には該当しない。従って、パーソンの定義に「事業信託」や「その他の商業上の組織体」が含まれているが、本法は、商業目的のために設立され、公益目的に限定されていない組織体に対しては適用されない。さらにパーソンの定義には信託が含まれているが、慈善団体によって運営管理されている信託のみが団体ファンドに該当する。法人受託者や個人受託者によって運営管理されている信託にはUPMIFAは適用されない。

規約文書上に、団体が存続を中止、又はファンドの目的が破綻した場合に限り、ファンドを寄付者に返還するとの旨が定められている場合、そのファンドは、そうした事態が発生するまで団体ファンドと見なされる。

**第(7)項 プログラム関連資産** プログラム資産にUPMIFAは適用されないが、団体にとって投資として機能するプログラム資産が一部ある場合には、当該団体は、それらの投資を申告

するためのカテゴリを特定するとともに、当該団体の公益目的の達成に合理的に関連する投資についての投資基準を定めなければならない。例えば市場以下のローンを都市部の企業に提供しているプログラムなどは「主として団体の公益目的を達成するため」のものとなり得るが、一部投資として見なすこともできる。当該団体は、そのプログラムに関して合理的な信用基準やその他の指針を設けて、ローンが返済される可能性を高める必要がある。

**第(8)項 記録物** 本項定義は、証書 (instrument) の定義に、1999年統一電子取引法 (Uniform Electronic Transactions Act) 第2条第(8)項に定められる電子記録物も含まれることを明確にするために追加されている。

### 第3条 団体ファンドの運営管理及び投資に関する行為基準

(a) 寄付証書で表明された寄付者の意図に従った上で、団体は、団体ファンドの運営管理及び投資に当たっては、団体の公益目的及び団体ファンドの目的を考慮するものとする。

(b) この [法律] 以外の法律により課される忠実義務を順守することに加え、団体ファンドの運営管理及び投資を担当する者はそれぞれ、誠意を持って、且つ同等の地位にある通常の慎重な者が同様の状況下において払うであろう注意を払って、ファンドの運営管理及び投資を行うものとする。

(c) 団体ファンドの運営管理及び投資に当たっては、団体は、

(1) 対象資産、団体の目的、及び団体にとって利用可能な技能との関連上、妥当且つ合理的な費用に限り負担することができる。

(2) ファンドの運営管理及び投資に関する事実を検証するために、合理的な努力を払うものとする。

(d) 団体は、運営管理及び投資の目的のために、複数の団体ファンドをプールすることができる。

(e) 寄付証書に別段の記載がある場合を除き、下記規則が適用される。

(1) 団体ファンドの運営管理及び投資に当たっては、関連性がある場合には下記の要素が考慮されなければならない。

(A) 一般的な経済状況

(B) インフレ又はデフレにより見込まれる影響

(C) 投資の決定又は戦略により税効果が見込まれる場合には、その効果

(D) ファンドの全体的な投資ポートフォリオにおいてそれぞれの投資又は行動過程が果たす役割

(E) 収益によるトータルリターンの見込み、及び投資の評価増

(F) 団体のその他の各種情報源

(G) 団体及びファンドによる分配並びに元本保全についての必要性

(H) 資産が団体の公益目的に対して特別な関係又は特別な価値を有している場合には、その関係又は価値

(2) 各資産に関する運営管理・投資の決定は個別に行われるのではなく、団体ファンドの全体的な投資ポートフォリオの観点に照らし、且つファンド及び団体に合理的に適合したリスク・リターン目標を備えた全体的な投資戦略の一環として行わなければならない。

(3) この〔法律〕以外の法律による別段の定めがある場合を除き、団体は、本条に合致するいかなる種類の財産又は投資案件にも投資することができる。

(4) 団体は、特段の状況により分散しない方がファンドの目的に適うと合理的に判断した場合でない限り、団体ファンドの投資の分散を行うものとする。

(5) 財産の受領後合理的な期間内に、団体は、団体のその他の状況及びこの〔法律〕の要件に対応するうえでの必要に応じて、団体ファンドを団体の目的、条件及び分配要件に合致させるべく、当該財産の留保若しくは処分に関する決定、又はポートフォリオのリバランスを行う決定を下し、それを実行するものとする。

(6) 特別な技能若しくは専門知識を有している者、又は特別な技能若しくは専門知識を有しているとの当事者の表明に依拠して選定された者は、団体ファンドの運営管理及び投資に当たってその技能又専門知識を行使する義務を負う。

## 注釈

**改正の目的と範囲** 本条は、投資の意思決定につきプルーデンス基準を採用している。本条では、団体のファンドの運営管理及び投資を担当する役員その他の者に対し、投資、及び資金のリスク・リターン目標の検討を行うに当たってポートフォリオ・アプローチを用いて慎重な投資家と同様に行動するよう指示している。本条には、一般的に受託者の投資行為に係る決定に関係する要素を挙げており、特段の状況からして分散しない決定が合理的であるとの結論に達しない限りにおいて、投資の分散化義務を盛り込んでいる。従って、本条は、投資意思決定に関する現代的なポートフォリオ理論に則ったものとなっている。第3条は、団体が寄付によりファンドを取得しているかどうか、あるいはファンドが制限付きであるかどうかにかかわらず、団体によって保有されているすべてのファンドに適用される。

起草委員会は、非営利マネジャーに適用されるべき基準を広範囲にわたって議論した。UMIFAでは、基準とは「その行動又は決定の時点での一般的な事実及び状況に基づいた通常の実務上の注意並びに慎重さ」と述べられている。*Stern v. Lucy Webb Hayes National Training School for Deaconesses* (スターン対ルーシー・ウェブ・ヘイズ・ナショナル・トレーニング・スクール), 381 F. Supp. 1003 (1974)での決定以来、非営利法人の役員は、名目上、法人基準と同様の基準を負わされる傾向にあるが、そうした組織体が慈善団体であり営利法人ではないという事実もまた考慮対象の事実及び状況に含まれるとの認識は持たれている。

UPMIFAで使用されているプルーデンス基準の文言は、RMNCAと、UPIAのプルーデント投資家規則に由来している。この基準は、慈善団体に適用される会社法上の経営判断基準に合致したものとなっている。つまり、経営判断規則に基づき慈善団体を運営するマネジャーは、プルーデント投資家規則により明定されているものと同一の要素に注意を払うこととなる。第3条に記載されているプルーデント投資基準は第一に、RMNCAに規定されている注意義務を定めているが、UPIAの文言を盛り込むことにより、団体ファンドの運営管理及び投資を行う者に対しさらに具体的な指針を設けている。UPIAに由来する基準は、非営利法人に適用される現行法上

のグッドプラクティスに合致したものとなっている。

信託法の基準ではすでに、非営利法人のマネジャーに対して情報が提供されている。UPIAの前文の説明書きには「統一プルーデント投資家法はその条件に従って信託に適用され、公益法人には適用されないが、本法の基準は、公益法人の理事及び役員の投資責任に係る情報を提供するものとして期待することができる」とある。Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 379, Comment b, at 190 (1992)も参照されたい（「異なる制定法その他の規定がない場合には、公益法人のために保有されているファンドの投資にはプルーデント投資家規則が適用される」と述べられている）。信託に係る先例は、常に有用なものとして認められてきたが、法人のケースに関しては拘束力はない。

起草委員会は、UPMIFAにおいて、RMNCA及びUPIAの両方から文言を採択することにより、あらゆる慈善団体に対して共通のプルーデント投資基準が適用されることを明確化することが可能であるとの判断を下した。信託関連の主たる根拠となるUPIA (2) (a)、(第三) 信託修正第337条、UTC第804条及び(第二) 信託修正第174条(慎重な管理)では「注意、技能及び細心の配慮(care, skill and caution)」の語句が用いられているが、起草委員会は、RMNCAに見られる、よりなじみの深い法人の制定文を採用することに決定した。当該基準は、UPMIFAの第3条、第4条及び第5条にも掲載されている。起草委員会では、UPIAの基準に対し実質的な変更を加えようとする意図はなく、RMNCAで用いられている「注意(care)」の用語内に「合理的な注意、技術及び細心の配慮(reasonable care, skill, and caution)」が黙示されているものと考えている。起草委員会は、UMIFAの場合よりも修正及びUPIAのプルーデンス基準の精確性を高めることで慈善団体のマネジャーへの情報提供が促進され得ると考えているので、UPIAから具体的な規定を取り込んだ。プルーデント投資家法の説明については、John H. Langbein, *The Uniform Prudent Investor Act and the Future of Trust Investing*, 81 Iowa L. Rev. 641 (1996)を、投資意思決定に対するこれまでのUPIAの影響に関する論述については、Max M. Schanzenbach & Robert H. Sitkoff, *Did Reform of Prudent Trust Investment Laws Change Trust Portfolio Allocation?*, 50 J. L. & Econ. (来る2007年)を参照されたい。

第3条では、ごくわずかな例外があるものの、UPIAの規定が取り入れられている。UPIAは私益信託に適用されるものであり、全くの標準的な法律である。私益信託の設定者は、実質上すべての信託規定に対して完全な支配力を有している。UTC § 105を参照されたい。UPMIFAは、慈善団体に適用されるものであるから、注意義務、費用の最小化義務及び調査義務に強制力を持たせている。忠実義務は、適用される法人や信託の設立関連法に基づき強制的なものとなる。こうした義務以外について、第3条の規定は標準的な規則となっている。これらの義務は、団体の寄付証書又は規約文書によって修正することができるが、団体又は寄付者がそれらの義務を制限できる範囲については、公益目的の原則によって限定されることになる。加えて、第3条第(a)項では、意思決定者向けに、寄付証書で表明された寄付者の意図が意思決定に優先する旨が指摘されている。さらに、意思決定者は、団体の公益目的と、その決定の対象となっている団体ファンドの目的も考慮しなければならない。これらの要素は、慈善団体に固有のものである。UPIA第2条第(a)項には、私益信託の事情に照らして同様の要素を考慮する義務が規定されている。

UPIA第6条に規定されている公平義務(duty of impartiality)により対処される複数受益者問題に非営利法人が直面することはないので、UPMIFAでは当該義務を取り入れていない。UPIAにおいて、受託者は、信託文書上の別段の指示に従ったうえで、最新の受益者と残余の受

益者をそれぞれの権益に十分配慮しながら対応しなければならない。1つの非営利法人では、通常の場合、1つの慈善団体が設置されることになる。こうした団体には複数の受益者がいる場合もあるが、当該団体においてそれらの受益者は、私益信託の受益者のような執行する権利は持っていない。当然のことながら、1つの公益目的を果たすために設定されているのではなく、複数の慈善団体のために慈善信託が設置されている場合には、当該信託にはUPIAにより公平義務が適用されることとなる。

その他の点に関しては、起草委員会では慈善団体への文言として採用するうえで必要な場合に限りUPIAからの文言に変更を加えたが、重大な差別化は意図していない。UPMIFA第3条第(e)項(1)(D)は、UPIA第2条(c)(4)の最後に掲載されている規定（「金融資産、非公開会社に係る持分、有形・無形の人的財産、及び不動産などが挙げられる。」）を取り入れていない。起草委員会では、慈善団体に対してこの規定は不要であると判断した。第(e)項(1)(G)の文言は、UPIA第(2)条第(c)項(7)の修正文言を反映したものである。そのほかにも、UPIAの規定にわずかな修正を加えたことにより、文言は慈善団体にとってより適切なものとなっている。

本条により課される義務は、理事や受託者など団体を支配する者のほか、理事やマネージャーから団体ファンドの投資及び運営管理の責任を委任された者に対して適用され、その基準は、団体の役員や従業員、それに団体ファンドの投資及び運営管理を行う代理人に適用される。団体に従事するボランティアについては、本条で課される義務の対象となるが、州法及び連邦法では、無報酬で従事する者について責任の軽減が規定されている場合もある。UPMIFAにおいては、それらの保護法の適用に関知していない。

**第(a)項 寄付者の意図及び公益目的** 第(a)項は、寄付証書で表明された寄付者の意図に関する包括的な順守義務を規定している。本法では寄付者の意図の実現に重点が置かれているが、寄付者が団体の運営管理を支配できるというわけではなく、また、支配すべきであるということでもない。その他の基本的な義務としては、運営管理や投資決定を行うに当たって団体や団体ファンドの公益目的を考慮するという義務がある。UPIA第2条第(a)項には、信託資産の投資及び運営管理に当たって信託の目的を考慮するという同様の義務が規定されている。

**第(b)項 忠実義務** 第(b)項は、運営管理及び投資を行う団体ファンドに向けて、その行動に忠実義務が適用される旨を指摘しているが、第3条には、適用される忠実基準が記載されていない。起草委員会では、少なくとも名目上は非営利法人の理事と慈善信託の受託者に別々の忠実基準が適用されることもあり得るということに懸念を持った。RMNCAには、忠実義務に基づき非営利法人の理事は「法人の最善の利益のために理事が合理的に判断する方法により」（RMNCA第8.30.条）行動しなければならないと定められている。信託法の忠実基準の規定では、「最善の利益」の代わりに「利益のみ」が用いられている。信託修正で説明されているとおり、「受託者は、受益者に対し、受益者の利益のみのために信託を管理する義務を負う」（（第二）信託修正第170条(1)）。注意基準と同様に忠実基準もまた融合しつつあるが(Evelyn Brody, *Charitable Governance: What's Trust Law Got to do With It?* Chi.-Kent L. Rev. (2005); John H. Langbein, *Questioning the Trust Law Duty of Loyalty: Sole Interest or Best Interest*, 114 Yale L.J. 929 (2005)を参照)、起草委員会では、UPMIFA向けの忠実義務規定の策定は不要との結論を下した。従って、非営利法人として設立された慈善団体には非営利法人法に基づく忠実義務が適用され、慈善信託には信託法に基づく忠実義務が適用されるこ

とになる。

**第(b)項 注意義務** 第(b)項においてもまた、投資義務の履行には注意義務が適用されている。文言は、RMNCA第8.30条に由来する。本項は、「同等の地位にある通常の慎重な者が同様の状況下において払うであろう注意を払って」、誠意を持って行動する義務を規定している。RMNCA及びUPMIFAの文言は、模範会社法（Model Business Corporation Act, 2002年第三版）の文言に類似したものとなっているが、団体は慈善団体であって営利法人ではないという事実からして、慈善団体に決定を下す者に適用される基準は説明が付く。従って、UPMIFAにおける「同等の地位（like position）」及び「同様の状況」の記述とは、第(b)項に記載の基準に基づき行動する慎重な者が行う意思決定はその団体の慈善的性質に左右されるということの意味している。注意義務には、第(e)項(1)に記載の要素を考慮することが含まれる。

**第(c)項(1) 費用の最小化義務** 第(c)項(1)は、UPIA第7条の文言を踏襲しており、団体に対し費用の最小化を定めている。団体は、投資顧問を雇って慎重な形で費用を負担することができるが、その負担費用は状況に応じて妥当なものでなければならない。UPIA § 7 cmt: Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 227, cmt. M, at 58 (1992); Restatement (Second) of Trusts § 188 (1959)を参照されたい。当該義務は、RMNCA第8.30条に基づき慎重に行動する義務に合致したものである。

**第(c)項(2) 調査義務** 本項では、UPIA第2条第(d)項からの文言を用いて、従来からの受託者の調査義務を盛り込んでおり、投資上及び運営管理上の決定を行う者に対し意思決定に当たって用いた情報の正確性を調査するよう定めている。

**第(d)項 ファンドのプール** 複数の団体ファンドを保有している団体においては、投資及び運営管理の目的のために自己のファンドをプールすることが経済面から見て有益と考えられる場合もあり得る。本法では、そうした目的でのプールを認めている。合同運用の禁止によって投資及び運営管理の目的のためのファンドのプーリングが阻害されることは、もはやなくなっている。UPIA § 3, cmt. (プーリングにより分散化を促進する義務); UPIA § 7, cmt. (費用を最小化するためのプーリング); Restatement (Third) of Trusts: Duty to Segregate and Identify Trust Property § 84 (T.D. No. 4 2005)を参照されたい。第4条の基金ファンドの支出規則や第6条の修正規則など、本法のその他の目的においては、ファンドは個別扱いとなる。

**第(e)項(1) 慎重な意思決定** 第(e)項(1)は、その文言の大部分をUPIA第2条第(2)項から取っている。資産の取得又は保持に関する決定を下すに当たり、団体は、団体の使命、その時点で有効なプログラム、及び更なる寄付の開拓を望むかどうかのほか、資産の投資としての潜在力に対しより直接的に関連する要素を考慮しなければならない。

第(e)項(1)(C)は、所得税務上、無関連の事業上の課税所得が生じる課税対象投資に投資する組織もあるという事実を反映したものである。

主としてプログラム関連目的のために保有されている資産にはUPMIFAは課されない。こうした資産の運営管理は引き続き、その団体に適用される他の法律に準拠することになる。その他の資産としては、主としてプログラム関連目的のために保有されているものではないが、投

資目的とプログラム関連目的の両方を有しているというものもあり得る。第(a)項及び第(e)項(1)(H)は、プログラム関連目的を有するもののプログラム関連が主体ではない投資を行うに当たって、慎重な意思決定者が投資と団体及び団体基金の各目的との間にある関係を考慮に含めることができる旨を示している。こうした資産の取得又は保持の決定に際してその要素が考慮されるウェイトは、公益目的を達成するために団体がどの程度の資産を利用するのかに影響を受けることとなる。

**第(e)項(2) ポートフォリオ・アプローチ** 本項は、現代の投資慣行に見られるポートフォリオ理論の採用を反映したものである。文言は、UPIA第2条(b)に由来しており、(第三)信託修正：ブルーデント投資家規則第227条第(a)項(1992)のブルーデント投資家基準の規定を踏襲している。

**第(e)項(3) 広範な投資権限** 投資のポートフォリオ理論に合わせて、本項では広範な投資を認めている。文言はUPIA第2条(e)項に由来している。

UMIFA第4条には、団体は「受託者が行うことのできる投資に限定されることなく」投資を行うことができる旨が示されていた。当委員会では、受託者による投資を特定種の投資に限定する法定のリストがもはや州側で設けられていないことから、不要であるとして前述の文言を第(e)項(3)から削除した。

また、第(e)項(3)は、本項に基づく権限が他の法律により制限される可能性があることも示している。加えて、第(e)項は全体的に寄付証書内の規定に反する傾向にあり、特定資産に投資する能力が寄付証書によって制限される場合もある。例えば、一定の団体基金の寄付証書などは、団体がファンドの資産をたばこ製造会社に投資しないように規定している場合がある。

Marion R. Fremont-Smithの著書Governing Nonprofit Organizations: Federal and State Law and Regulation 434 (Harv. Univ. Press 2004)での報告によれば、大規模な慈善団体のなかには、自己の基金ファンドをローンの担保に設定している団体もあるとされている。第(e)項(3)では、第(e)項(1)の指針を条件として、こうした種類の借入による資金調達を認めている。

**第(e)項(4) 分散義務** 本項では、慎重さには分散が必要になるものと想定しているが、特段の状況下で分散しない方が適切であるとの判断を下すことも団体に認めている。分散しない旨の決定は、寄付者の利益のためだけでなく慈善団体が持つ要求事項に基づいたものでなければならない。同一の寄付者から追加の寄付等を取得することを期待して財産を保持すること決定した場合、これは慈善団体の利益のためになされた決定であると考えられることもできるが、その決定の妥当性は状況によって異なる。本項の文言は、UPIA第3条に由来している。UPIA § 3 cmt. (分散化の論理的根拠について述べられている。); Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule § 227 (1992)を参照されたい。

**第(e)項(5) 不適切な資産の処分** 本項は、団体に対し、寄付を受けた財産につきその受領後合理的な期間内に当該財産の保持に係る適切性をレビューするよう義務を課している。第(e)項(5)では、団体に対し決定を下すよう定めているが、特定の結果を求めるものではない。団体は、その決定を下すに当たり様々な要素を検討することができ、一定期間又は無期限にわたり

財産を保持すると決定することが、慎重な決定となる場合もある。

UMIFAの第4条第(2)項では、団体は寄付者から寄付された財産を保持することが明示的に認められており、注釈の説明書きには団体は寄付者から追加の寄付を取得することを期待して財産を保持できるとの旨が記載されていた。UPMIFAでは、団体に寄付された財産を保持することにより追加の寄付等を開拓できる潜在的可能性は、財産の保持又は処分に関する決定を下す際に団体が考慮に含めることのできる「その他の状況」に該当する。団体は、投資ポートフォリオにおいて財産を保持することの適切性に影響を及ぼす他のあらゆる要素とともに、追加の寄付等を取得できる潜在的可能性を評価しなければならない。

第(e)項(5)の文言は、(第二)信託修正第231条(1959年)から文言を採択した(第三)信託修正:ブルーデント投資家規則第229条(1992年)の修正となるUPIA第4条に由来する。UPIA § 4 cmtを参照されたい。

**第(e)項(6) 特別な技術又は専門知識** 第(e)項(6)では、受託者に対し受託者義務の履行に当たって自己の技能及び専門知識を用いるよう定めたUPIA第2条第(f)項に設けられている規則を記載している。RMNCA第8.30条への注釈には、非営利法人法に基づく同様の規則の存在について述べられており、第8.30条第(a)項(2)では、義務を履行するに当たり理事は「同等の地位にある通常の慎重な者が同様の状況下において払うであろう注意を払って」行動しなければならない旨が記載されている。注釈の注意書きには、「‘同様の状況下’の概念は、法人の状況だけでなく、理事個人の特段の経歴、資格及び運営管理経験のほか、その法人において理事が果たす役割をも指す」とある。資金調達能力により選任される理事について述べた後、注釈では、「その経歴又は知識により一定の特別な能力が証明されない限り、そうした理事からいかなる技術又は専門知識も期待してはならない」と指摘されている。

第(e)項(6)の意図するところはつまり、団体ファンドの運営管理又は投資を行う者はその運営管理上又は投資上の義務を履行するに当たって特定の技能や専門知識などを含め自己の判断力及び経験を活用しなければならないということである。例えば、弁護士であることを理由の一つとして慈善団体がある者を理事に指名する場合などは、その経歴からして当該弁護士は、その慈善団体によって保有されているファンドに関連して生じる法的問題を見分けることができるということである。当該弁護士は、理事会のために諸問題を明確化しなければならないが、法的助言を提供することは期待されない。その理事が弁護士であるからという理由だけでは、弁護士があらゆる法的問題とりわけ自己の専門分野外の事項も見極めることができるものとは期待されない。ALI Principles of the Law of Nonprofit Organizations, Preliminary Draft No. 3 (May 12, 2005) § 315 (Duty of Care), cmt. c.を参照されたい。

UMIFAには、プール型又は共有型の投資ファンドへの投資を認める規定が2つ(UMIFA第4条(3)項、第4条(4)項)含まれていた。起草委員会では、UPMIFA第3条第(e)項(3)によりこれらの投資を認めるとの結論に至った。UPMIFAに前記2規定を盛り込まない決定をしたが、これはそれらの投資の不承認を意味するものではない。

#### 第4条 支出への充当又は基金ファンドの積立；構築に係る規則

(a) 寄付証書で表明された寄付者の意図[及び第(d)項]に従った上で、団体は、基金ファンドの設置対象となった用途、便益、目的、及び期間から見て慎重であると自らが判断し

た基金ファンドの金額を支出に充て、又は積み立てることができる。寄付証書に別段の記載がある場合を除き、基金ファンドの資産は、団体により支出に充当されない限り、寄付者によって用途の指定された資産となる。充当又は積立の決断を行うに当たり、団体は、同等の地位にある通常の慎重な者が同様の状況下において払うであろう注意を払って、誠意を持って行動するものとし、関連性があれば下記の要素を考慮するものとする。

- (1) 基金ファンドの継続期間と保全
- (2) 団体及び基金ファンドの目的
- (3) 一般的な経済状況
- (4) インフレ又はデフレにより見込まれる影響
- (5) 利子・配当と投資の評価増からなる期待トータルリターン
- (6) 団体のその他のリソース
- (7) 団体の投資方針

(b) 第(a)項に基づく支出への充当又は積立の権限を制限するには、寄付証書上にその制限を明示的に記載しなければならない。

(c) 贈与を基金として指定するような寄付証書内の表現、又は「収益 (income)」、「利息 (interest)」、「配当 (dividends)」若しくは「賃料、土地収益若しくは利益 (rents, issues, or profits)」のみの利用若しくは「完全な状態での元本の保全 (to preserve the principal intact)」を指示し、若しくは許可する寄付証書の内容、又はこれらに類似する意味を持つ語句は、

(1) 寄付証書内の他の文言によりその基金ファンドの継続期間又は目的が制限されていない限り、永続的な基金ファンドを生成する。

(2) 第(a)項に基づき支出に充当し、又は積立する権限を制限するものではない。

[(d) ある年の支出への充当の金額が、少なくとも四半期ごとに算定され、且つその支出充当年の直前の3年間以上の期間でもって平均される各市場価額を基準として計算された、基金ファンドの市場価額の7%を超える場合には、反証可能な、慎重でない (インブルーデンス) 可能性が生成される。存立が3年未満の基金ファンドの場合、この基金ファンドの市場価額はその存立期間において計算しなければならない。本項は、

(1) この [法律] 以外の法律又は寄付証書によって許容される支出への充当には適用されない。

(2) 基金ファンドの市場価額の7%以下に当たる金額の支出充当について、ブルーデンスの可能性を生成するものではない。]

## 注釈

**改正の目的と範囲** 本条は、基金ファンドにおいてドル価値実績を上回る評価増が生じた場合にその評価増分の支出を認めていたUMIFAの規定を改正したものである。UMIFAの定義では、寄付拠出累計額とはそのファンドへのすべての寄付等であって、その寄付時点で査定されたものを意味していた。寄付拠出累計額を制限として用いる代わりに、UPMIFAは基金ファ

ンドからの支出に関する意思決定プロセスに対し、さらに入念に規定したプルーデンス基準を適用している。第4条の支出規則は、他に寄付者及び団体が基金からの支出に関する一定の合意に達していない場合に限り、適用される。寄付証書に特定の支出要件が記載されている場合には、慈善団体はそれらの要件を順守しなければならない。ただし、慈善団体に対し「基金としてファンドを保有する（hold the fund as an endowment）」又は「元本を保持し、収益を支出する（retain principal and spend income）」よう指示するなど、一般性の高い文言が寄付証書に使用されている場合には、第4条はその慈善団体にとって解釈規則上の指針となる。

UMIFAの発布前、信託会計上では「収益（income）」とは、実現・未実現の別を問わず、キャピタルゲインを除いた利子と配当を意味していた。多くの団体において、非営利法人として設立された慈善団体にも信託会計原則が適用されるものと考えられていたため、そうした規則によって、団体が基金ファンドを効果的に投資する能力は制限されていた。UMIFAでは、実現・未実現の別を問わず、キャピタルゲインのうち慎重に判断を下した金額分についても、寄付証書内の「収益（income）」に含まれるものと解釈することにより、当該問題への対処とした。UMIFAにおいては、団体は信託会計規則に基づき算定された収益に加えて評価増分も支出することも可能となった。この解釈規則は、慈善団体側がファンドのリターンを高め得るような形で投資を行うことができると同時に、支出を信託会計上の収益に限定する規則よりもさらに寄付者の意図に適う見込みが高かった。

UPMIFAもまた、「収益（income）」や「基金（endowment）」のような用語への解釈規則を適用している。本法では、こうした用語のいずれかを使用する寄付者は、継続的に分配を生み出せる十分な収益を生み出すファンドを創設すると同時にそファンドの購買力をも保全することを意図しているものと想定している。UMIFAに基づく寄付拠出累計額は一時点での固定的な数値であったため、こうした手法を採用しても、その時点でのドル価値を基金ファンドが維持し続けていくことを望む寄付者の意図が十分に捕捉されていない可能性があった。UPMIFAは異なる手法を採用しており、信託会計上の収益と慎重に判断した評価増を加算して支出を判断するよりも、基金ファンドの総資産に基づいて支出を判断するよう団体に対し指示している。

UPMIFAは、基金ファンドの支出判断を下す者に対し、UMIFAで見られたように団体の全般的な目的に重点を置くよりも基金ファンドの目的に重点を置くよう求めている。団体は、ファンドの目的及び継続期間を検討するにあたりファンドを永続させるという寄付者の一般的な意図を優先的に考慮することとなる。本法では、特定の金額を「元本」として取っておくように規定してはいないが、慈善団体は「収益（income）」を支出する（つまり、運用実績及び一般的な経済状況を考慮して合理的な支出割合に相当する分配を行うこと。）一方で「元本（principal）」の保全に務める（つまり、ファンドに寄付された金額の購買力を維持すること。）ものであると想定している。従って、団体は、会計面においてファンドのもともとの価額（寄付拠出累計額（the historic dollar value））とファンドの購買力を維持するために必要な評価増とを明らかにしながら、元本を監視していかなければならない。

**第(a)項 基金ファンドの支出** 第(a)項は、第4条に基づく意思決定行為に対し、RMNCA（Revised Model Nonprofit Corporation Act）による注意基準の規定を採用している。文言に変更を加えているが、これは実質的な変更を反映したものではない。注意基準については、第3条の注釈の方で、より詳しく述べている。

第4条は、第(a)項に掲載の各要素を検討したうえで慎重な支出であると団体が判断した場合に、基金ファンドから支出することを認めている。これらの要素は、寄付証書に表明される寄付者の意図の重要性に重点を置いたものとなっている。第4条は、寄付者の意図の証憑となる文書について述べたものであり、団体に対し口頭による意図の表明に依拠するよう定めるものではない。本法は、書面による意図の証憑を規定することによって、寄付者及び団体が寄付合意の条件書面を信頼できるように保護している。略式の対話では、記憶間違いが起る可能性があり、複数に解釈される場合もある。当然のことながら、寄付者の要望の実現を促進したり、寄付者の意図を理解したりするに当たっては、団体にとって口頭での意図の表明が指針となる場合もある。

第(a)項の各要素では、団体や基金ファンドの目的、一般的な経済状況、現在、及び合理的に見込まれる団体の情報源に対し注意を払うことが求められている。UMIFAの場合と同じく、第4条に基づく決定は収益や元本としての資産の特性に依存するものではなく、収益や未実現の評価増の金額に限定されない。第4条に記載の権限は許容度の高いものとなっているものの、信託として設立された団体は引き続き、その行為が慎重である限り信託会計原則に基づき支出決定を行っていくこともできる。

団体は、UMIFAに基づきこれまで効率的に運営してきており、寄付拠出累計額の規則によって得られたであろう以上に保守的に運営を行ってきた。団体の支出可能額を最大化させるような誘発材料はほとんどなく、基金の購買力を維持しつつ、ほどほどの支出に備えることがグッドプラクティスとなってきた。UMIFAは、(1) 団体に対し基金の購買力を維持するよう定めているわけでもなく、(2) ブルーデンス基準を条件としたうえで寄付拠出累計額を超えて基金の金額を支出することを団体に認めているにもかかわらず、各団体は前述のプラクティスから外れることはなかった。起草委員会では、寄付拠出累計額を排除して更なる自由裁量を団体に提供したとしても、基金ファンドの減少につながることはないとの結論を下した。その代わりとして、UPMIFAでは、団体に対し、ファンドの短期的な価額変動に対応した支出方針を定めるよう奨励する必要があり、第4条においては経済の停滞時や繁栄時に合わせて団体が適切な支出水準を維持することを認めている。支出よりも積立の方がブルーデントとなる年もあれば、ファンドの投資リターンが出ていない場合であっても団体の支出が適切となるという年もある。

団体が基金ファンドを減らしたり、ファンドの設立目的から資産を逸脱させたりすることがないようにするため、複数の段階にわたる保護が設けられている。UPMIFAは、基金からの支出に係る慎重な判断に関してUMIFAよりも優れた方向性を団体に対して示している。UMIFAは、意思決定者に対し「教育、宗教、慈善その他の公益的な目的を実行するに当たっての団体の長期的及び短期的なニーズ、現在及び将来の財政要件、期待トータルリターン、物価動向、並びに一般的な経済状況」を考慮するよう記載したものであったが、UPMIFAにおいては、支出決定を行うに当たり団体は基金ファンドの目的のために一定金額が支出されるようにし続けるとともにファンドの価値が持続するよう努力しなければならないとの旨を明確化している。UPMIFAは、慎重な意思決定は団体全体の目的やニーズよりもファンドの基金としての側面に重点を置くとしている。

第4条に記載している指針のほかにも保護が設けられている。寄付者は、贈与に制限を付けることができ、また、寄付を受ける団体に対して寄付資産の適切な使用方法に関する具体的な指示を出すことができる。団体において支出の意思決定を行う者には、受託者義務が適用される。これらの者は、団体の最善の利益を念頭に置くとともに寄付者の意図に沿った形で活動しなければならない。団体がその公益目的から団体ファンドを逸脱させた場合には、州司法長官がその公

益を執行することができる。本法は、こうした保護に依拠するとともに、適切な支出を行うための自由裁量を団体に提供することで、慈善セクターの多様性を考慮した基準を生成している。当委員会は、こうした支出方式への経験が蓄積されていくことで本法に基づいた団体のプラクティスについて引き続き情報を得ていけるものと見込んでいる。

**法的基準と会計的基準の識別** 寄付拠出累計額は削除となったが、法的観点から見て、無拘束資産への基金ファンドについては何ら変更はない。基金ファンドに拘束性が生じるのは、寄付者がブルーデント支出規則によりその基金ファンドを制限し、当年内には支出させず長期にわたりその価値を維持させることを意図するが故である。会計的観点から見た基金ファンドの処理にかかわらず、法的には、基金ファンドは無拘束と見なしてはならない。第(a)項は、団体により支出資金に充当されない限り基金ファンドは法的に拘束されるとの旨を規定している。ユタ州及びメイン州におけるUMIFAの制定法にも、同様の文言が含まれている（13 Me. Rev. Stat. Ann. tit. 13 § 4106 (West 2005); Utah Code Ann. 1953 § 13-29-3 (2005)）。マサチューセッツ州司法長官発表の勧告文書 “The Attorney General’s Position on FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 117, ¶ 22 and Related G.L.C. 180A Issues”（2004年1月）<http://www.ago.state.ma.us/filelibrary/fasb.pdf>（最終サイト確認日は2006年5月22日）（法的拘束資産としての基金の処理に関する内容）も参照されたい。

「基金ファンド」という用語には、永久に存続するファンドのほか、一定期間または団体が特定目的を達成するまで存続させるために設置されたファンドも含まれる。第4条は、団体に対し、支出に関する決定を下すに当たってファンドの予定存続期間を考慮するよう要求している。例えば、20年間でファンドを支出するよう寄付者から指示があった場合においては、団体が分配の決定を下す際に第4条が指針となる。団体は永久的に当該ファンドを維持させようとするのではなく、20年間で当該ファンドを償却することとなる。有期の基金ファンドの場合、基金の支出に一般に用いられるよりも高い比率で支出していくことが、必要かつ慎重な行動となる。

**第(c)項 解釈規則** 基金ファンドの支出決定を下すプロセスにおいては、寄付者の意図が尊重されなければならない。第4条は、団体が基金ファンドを非基金ファンドに転換したり、基金としてファンドを維持させるという寄付者の意図を無視したりすることを認めていない。それどころか、第(c)条は寄付者の意図を解釈するに当たって団体の助けとなるよう解釈指針を示している。第(c)は、寄付者が団体に対しファンドからの「収益のみ」支出するよう求めた場合、その寄付者はそのファンドによって当面の支出を支援することとそのファンドを永久的に保全することの両方を意図しているものと想定される。寄付者が、特定のリターンについて会計原則に基づく「収益 (income)」や「元本 (principal)」としての指定に関心を抱くということはまずない。寄付者はそれよりもむしろ、団体が現代的なトータルリターン投資手法を用いて分配に足る十分な資金を生成しつつファンドの長期的な存続性を維持していくことを想定するであろう。第(c)項は、寄付者の意図を解釈するための標準的な規則を示した意図実現のための規定である。

第(b)項の説明にあるように、特定の支出指針の指定を望む寄付者は、その望むとおりに指定することが可能である。例えば、寄付者が慈善団体に対し、運用実績等の要素にかかわらず、毎年の支出額を寄付した贈与の3%から5%にするよう求めるという場合も考えられる。慈善団

体がその贈与を受けるに当たり当該制限に同意することで、その慈善団体の支出決定には、当該制限が適用されることとなる。あるいは、支出を信託会計上の収益のみに限定し、評価増部分については団体が支出できないように望む寄付者もあり得る。「収益のみを支出する」という指示では具体性に欠けるが、「当該ファンドにより取得された利息と配当に限り支出し、UPMIFA第4条で認められる種類の他の分配については行わない」という指示であれば十分なはずである。特定のファンドに対しては第4条に基づく投資・支出の規則を適用しないようにとの意思表示が寄付者からあった場合には、実際問題として団体は、個別的に当該ファンドを投資していくことになるであろう。従って、寄付者が具体的な支出規則を定めようとする場合には、団体が当該ファンドを投資する方法にも影響が及び可能性が高い。

**解釈原則の遡及適用** 本件の場合、意図された意味について具体的な指示がないまま寄付者が基金や収益といった言葉を使用していることから、解釈規則を用いることで不明瞭性は解決される。法定の解釈規則を改正しても基礎的な趣旨は変わらず、その代わり、多くの寄付者の意図が実現される可能性を高めることを狙って、不明瞭性の解決方法が変更される。

寄付者が寄付証書において支出につき特定の指示を示している場合、団体はそれらの要請を尊重しなければならないが、寄付者の多くは基金ファンドの支出方法について正確な指示を提示していない。UPMIFAでは第4条において、寄付者が具体的な内容を示していない場合に寄付者の意図を実現するための指針を設けている。UMIFAの第3条と同じく、UPMIFAの第4条は解釈規則であり、従って寄付者の意図や憲法のいずれにも抵触するものではない。

解釈規則を遡及的に適用するかどうかの問題は、UMIFAとの関連で検討されている。ニューハンプシャー州の州議会では、UMIFAを検討するに当たりニューハンプシャー州最高裁判所に対し、UMIFAを採用した場合に遡及法を禁止する同州憲法の規定に抵触するかどうかについて、また、当該制定法が司法団体の機能を侵害するものであるかどうかについて、意見を求めたが、この意見（Opinion of the Justices, Request of the Senate No. 6667, 113 N.H. 287, 306 A.2d 55 (1973)）では、いずれの質問についても否との回答が出されている。

最近になって、コロラド州最高裁判所では、別の法定解釈について遡及適用が検討されている（配偶者が生命保険契約の受益者に指名された後において結婚が解消に至った場合、その受益者としての指定は取り消されるというもの）（*In re Estate of DeWitt*, 54 P. 3d 849 (Colo. 2002)）。当該制定法の遡及適用が契約の条項に抵触していないと判断するに当たって、同裁判所では、統一信託財産法（Uniform Trusts and Estates Acts, JEB）共同編集委員会作成の声明書（JEB Statement Regarding the Constitutionality of Changes in Default Rules as Applied to PreExisting Documents, 17 Am. Coll. Tr. & Est. Couns. Notes 184 app. II (1991)）が肯定的に引用された。

JEB声明書では、遡及禁止基準とは既存の法律規則に依拠している譲渡人を保護することを目的としたものであると説明されている。ただし、解釈規則とはその定義されるところに従い、譲渡人が自己の意図を明示しておらずそれ故にその時点で有効な解釈規則にも依拠していないといった場合に限り、適用されるものである。*In re Gardner's Trust*, 266 Minn. 127, 132, 123 N.W. 2d 69, 73 (1963)も参照されたい（「同女性遺言者がその遺書作成時点で何らかの明確な意図を念頭に持っていたかどうかについては疑義が残る。それと同様に、同女性が少しでもそのことについて考えていたというのであれば、受託者に引き渡しが行われた時点で法律の定めるところに従い当該配当が振り分けられることを望んでいたであろうという言い分も、説得

力がある」とある。) (統一元本・収益法)。

遡及が否定された場合には、深刻な実際の問題が生じる。本法が遡及性を有していない場合、慈善団体は、UPMIFA制定後に新たなファンドが追加される場合にはその制定前に設置された各基金ファンドにつき2組ずつの帳簿を維持することが必要となる。こうした規則により生じる負担は、求められる便益との釣り合いが取れていない。

**第(d)項 反証可能なインブルーデンスの推定** 起草委員会では、ファンド価額の一定比率を超える支出に対しインブルーデンスの推定を盛り込むかどうかについて時間を掛けて討議を行った。当委員会は、各州が検討する選択項目として括弧付きで推定規定を本法に盛り込み、本注釈部分において本法に推定規定を取り入れることの利点と欠点について論述を記載すると決定に至った。

本法の注釈者のなかには、推定規定を第(c)項の解釈規定の遡及適用と関連付けて考えている者もいた。UMIFAに基づき基金ファンドに拠出した寄付者が、当該贈与のドル価値実績に同制定法の支出禁止規則が適用されるものと想定していたという場合もあり得る。UPMIFAではドル価値実績の概念を削除していることから、そうした寄付者に対しては、インブルーデンスの推定規定を括弧付けで加えることで、基金ファンドからの支出がその想定どおりに限定されることが保証される。

インブルーデンスの推定規定の賛成派は、基金の資産を過度に性急に支出しようとする慈善団体の衝動が推定規定により抑えられると主張した。当該推定規定は反証可能なものであり、特定された比率を超えての支出は年度や慈善団体によっては慎重な行動となる可能性もあるとは言え、各団体では7%を超える支出を進んで認めようとはしたがるものと思われる。加えて、当該推定規定では、司法長官に対し一種のベンチマーク的性質が与えられる。

制定法内にインブルーデンスの推定規定を設けることに対しては、相反的な検討事項が様々にある。制定法内に固定の比率を設ければ、それを安全条項ととらえて、団体がより多くの支出を賢明と考えることになりかねない。当該規定は7%以下の支出であれば慎重と見なされるとの黙示と解釈されてはならないが、そのように当該制定法を解釈する慈善団体も出てくるであろう。意思決定者は比率いっぱいまで支出をするよう圧力を受け、引いてはそうした支出に当たって、本法に規定されているブルーデンス要素を十分にレビューすることなく、より多くの支出を賢明として実行してしまうといった可能性もある。

恐らく制定法内に推定規定を盛り込むことに関しての一番の問題は、各団体や公益目的が様々であることや経済的状況も時とともに変動するという事実があることから見て、適切な数値を選び出すことが困難であるという点である。最近の経済状況下では、7%の支出率はほとんどのファンドにとって高すぎであるが、高インフレの時期には7%では低すぎる場合もある。基金ファンドからの支出額に関して慎重な決定を行うに当たり、各団体は、ファンドの個々の目的や、寄付者の要望、経済要素の変動、ファンドへの今後の寄付の有無などを含め様々な要素を考慮しなければならない。

制定法内の推定規定の有無にかかわらず、団体は、慎重さをもって意思決定を管理するということを忘れてはならない。いずれの団体においても、個々の慈善団体の状況に基づいた支出決定を下さなければならない。

**推定規定の適用** インブルーデンスの推定規定の採用を希望する州向けに、第(d)項で

は文言を示している。1年間の支出が基金ファンド資産の7%を超過した場合に、第(d)項に基づき反証可能なインブルーデンスの推定が生じることとなる。本項では、7%の金額を算出するに当たって、ファンドの価額を算定する際に3年間以上のローリング平均を適用している。団体は、特定年の事情から見て7%を超える支出であっても慎重であるという場合には、インブルーデンスの推定に反証することができる。インブルーデンスの推定規定に関する概念及び文言は、Mass. Gen. L. ch. 180A, § 2 (2004)に由来している。マサチューセッツ州では、UMIFA 制定法の一環で1975年に当該規則が制定された。ニューメキシコ州では1978年にこれと同様の推定規定が採用されており (N.M.S.A. § 46-9-2 (C) (2004))、ニューハンプシャー州でもこれに類似する規定が設けられている (N.H. Rev. Stat. § 292-B:6)。

慈善団体が推定の計算に用いる期間 (3年間以上) 及び評価の頻度 (四半期に1回以上) は、推定規定が適用されるかどうかを判断する際にはいつでも、拘束力を有する。例えば、慈善団体が四半期ごとに基金を評価しており、基金の7%を算出するに当たって3年間にわたる四半期ごとの価額を平均して当該基金ファンドの公正市場価額を算定しようとする場合など、当該慈善団体が平準化期間として3年間を選択し、評価期間として四半期を選択することについては、異議を差し挟む余地はない。慈善団体による充当がその価額の7%未満である場合には、例えその充当が5年間平均で月次評価により算出した場合のファンドの価額の7%を超過していようと、インブルーデンスの推定は生じない。

十分な証拠があり、その証拠の優越性によりインブルーデンスの推定を立てるための必要な事実が確定される場合、団体は、自己の判断が慎重であったことの証明に資する他の証拠類の提示責任 (すなわち証拠提出責任) を負うことになる。推定の存在によって、慈善団体への説得責任が生じるわけではない。

基金ファンドからの支出には、公益目的のための分配やファンドの運営管理のために使用される金額 (寄付募集の年間手数料を含む) などがある。7%の金額を算出するために算定されるファンドの価額には、寄付等や投資利益による増価分と分配や投資損失による減価分が反映される。7%の値には、投資管理費を除き寄付募集手数料や一般管理費が含まれる。基金ファンドに関連する費用又は手数料はいずれも、慎重な意思決定者が検討する要素となるものである。投資管理の高額な費用や手数料は、支出額がファンド価額の7%を超過しているかどうかにかかわらず、ブルーデントでないであると見なされる可能性がある。

インブルーデンスの推定があるからといって、自動的に免責になるわけではない。6%の支出であっても、ブルーデントというにはあまりにも高額であるという場合もあり得る (James P. Garland, *The Fecundity of Endowments and Long-Duration Trusts*, *The Journal of Portfolio Management* (2005) を参照)。起草委員会で行った検証では、5%を超える割合の支出を維持できるファンドは現時点でほとんどないということが示唆されている (Roger G. Ibbotson & Rex A. Sinquefeld, *Stocks, Bonds, Bills, and Inflation: Historical Returns (1926-1987)* (Research Foundation of the Institute of Chartered Financial Analysts, 1989) を参照)。事実、現在の状況をかんがみれば、5%でも高すぎるという場合もある (Joel C. Dobris, *Why Five? The Strange, Magnetic, and Mesmerizing Affect of the Five Percent Unitrust and Spending Rate on Settlers, Their Advisers, and Retirees*, 40 *Real Prop. Prob. & Tr. J.* 39 (2005) を参照)。また、とりわけ基金の初期段階において、支出を低い割合にとどめていたとしても、次第に支出が増大していくという事態も起こり得る (DeMarche Associates, Inc, *Spending Policies and Investment Planning for*

Foundations: A Structure for Determining a Foundation's Asset Mix (Council on Foundations: 3d ed. 1999)を参照)。インプルーデンスの推定規定には、支出割合が高すぎれば基金ファンドに伴う長期的な性質が危険に晒されるということを喚起する役目もある。基金ファンドの永続が意図されている場合には、団体は、当該基金ファンドの購買力が保全される水準に年間支出が限定されるよう特段の注意を払わなければならない。

第(d)項では、寄付証書の条件において追加的な支出権限を規定することができる旨を示している。例えば、寄付証書において、団体が10年間でファンドを支出するよう指示があった場合には、7%を超える割合で支出をして10年間で当該ファンドを使い切ることが必要となる。

第(d)項は、団体に対し毎年いくらかの金額を支出するよう規定するものではない。特定年において支出よりも積立すべきかどうかに関しては、プルーデンス基準とその団体のニーズから十分な指針が得られる。

ある1年において7%を超える支出をした場合であっても、必ずしもインプルーデンスとなるわけではない。基金ファンドによっては、変動的な支出割合の方が適切となる場合もある。本法では、ローリング平均による推定規定上の比率（例えば、3年間で21%など）を採用してはいないが、基金ファンドによっては、慎重さを持って支出をわずかに抑えるかまったく支出しないという年もあれば、7%を超えても妥当という年もある。例えば、建設プロジェクトを計画している慈善団体などでは、3年間は基金から何ら支出しないことを決定し、その後4年目に建設費用として当該基金価額の20%を支出するといった場合もあり得る。1年目から3年目は積み立てて4年目に20%支出するという決定は、その他の要素にもよるが、この慈善団体にとっては慎重であるとなる可能性がある。このような慈善団体では、積立期間中は十分な記録を維持しなければならない。4年目の意思決定プロセスも文書化して、推定に伴う証拠提出責任を果たせるようにしておかなければならない。あるいは、1年目に20%を支出して後続の3年間は何も支出しないということが慎重であることになる慈善団体というのもあり得る。こうした慈善団体でもまた、支出決定が生じた際の意思決定プロセスを文書するとともに、当該決定が状況に応じて慎重であった理由を説明する記録を維持することが必要となる。

慈善団体では、主要な設備項目の修理又は取替のために団体への資金を提供することを目的とした「資本取替ファンド (capital replacement fund)」を設ける場合がある。こうしたファンドからの支出は変動的である可能性が高く、支出が限られている年もあれば支出が高額となる年もある。このようなファンドの支出率は一律的なものにはならない。実際のところ、資本取替ファンドの優れている部分は、団体の運営予算に不利な影響が生じることなく、ある1年における大幅な資本支出を吸収できるという点にある。支出は平均で1年当たり5%になることもあるが、それよりも支出が増える年もあれば、減る年もあり、ばらつきがある。このファンドが第4条の対象となる基金であったとしても、特定の1年において7%を超えた支出が慎重と判断される可能性は十分にある。第(d)項は、7%を超える支出を排除するものではない。

資本取替ファンドや建築ファンドを設置している慈善団体では、UPMIFAの対象とならないファンドに支出規則を採用することを選択する場合もある。具体的な寄付者の意図については、UPMIFAの規則に優先することが可能である。当該ファンドの支出に関する適切な規則が定められた寄付証書を慈善団体が作成している場合であって、寄付者がそれらの制限に同意する場合には、括弧付きの推定を含めUPMIFAの支出規則は適用されない。

**投資・支出実績が限定的な団体** 司法長官やその他の慈善団体担当官のなかには、明

確な寄付拠出累計額の線引きの指針なしで小規模団体がブルーデンスだけに基づいて支出規則に適用できるかどうかについて、懸念を提起する者が複数あった。起草委員会と協議した一部の慈善団体規制当局者からは、基金ファンドの購買力を維持するような高度な投資戦略や有能な投資顧問との接触機会、支出規則にかかわる経験を備えているのは大型の団体との指摘があった。こうした団体については、UPMIFAの規則は良好に機能するはずである。しかしながら、小規模な団体については、州の規制当局者は他にも指針を設けた方が有益であるとの考えであった。こうした問題に取り組むための戦略を協議した後、起草委員会では、本注釈部分において、州側で自州のUPMIFA制定法への盛り込みを選択できる追加の選択条項を記載することにした。

この選択条項は、基金ファンドの評価が全体で200万ドル未満となる団体に焦点を当てたものである。数字については括弧付きにして、増減できる旨を示した。表記の数字は、一部の小規模な慈善団体では大規模な慈善団体よりも慎重さに欠ける支出が行われがちであるという州規制当局者の懸念に応じて選定されたものである。起草委員会は、最も経験の浅い団体が対象に含まれると同時に包括的過ぎる(overinclusive)ことのない値として200万ドルを選択した。

この選択条項は、寄付拠出累計額以下の支出を計画している小規模基金の団体について届出要件を設けている。当該条項の対象となる団体が、その基金ファンドの価額を自己の基金ファンド全体の寄付拠出累計額以下にさせてしまうような金額の充当を決定した場合には、その団体は、当該支出手続を進める前に司法長官に届出をしなければならない。本条項は、これらの団体に対し支出の実施前に司法長官の承認を取得するよう規定しているわけではない。そうではなく、この届出要件によって司法長官は、当該団体やその支出決定を注視したり基金ファンドの慎重な意思決定について当該団体に指導したり、当該団体にとってその支出が慎重さに欠けると思われた場合に介入をしたりする機会を得られることになる。起草委員会は、本法の対象となるいずれの団体にとってもUPMIFAのブルーデンス基準により十分な指針が得られるものと考えているが、小規模基金の団体について州側で届出規定の採用を選択する場合には以下の文言を提言する。

(-) 団体の基金ファンドが総額で [200万ドル] 未満である場合、当該団体は、その基金ファンドの価額を自己の基金の寄付拠出累計額以下にさせるような金額の支出に充当する場合にはその [60日以上] 前に、[司法長官] に届け出るものとする。ただし、この支出が、この [法律] 以外の法律若しくは寄付証書により認められ、又は規定されている場合は、この限りでない。本項において「寄付拠出累計額(historic dollar value)」とは、(i) 基金ファンドとなった時点での各基金ファンドのドル価額と、(ii) その後に基金ファンドに寄付された時点でのその各寄付のドル価額と、(iii) 適用される寄付証書の指示に従って基金ファンドに積み立てられた時点でのその各積立のドル価額とを合わせたものを意味する。団体が誠意を持って算定した寄付拠出累計額は、最終的なものとする。

#### [ 第 5 条 運営管理及び投資に係る職務の委託

(a) 寄付証書又はこの [法律] 以外の法律により定められた具体的な制限を条件として、団体は、状況からして慎重に為し得る場合には団体ファンドの運営管理及び投資を外部の代理人に委託することができる。団体は、以下の行為をするときは、同等の地位にある通常の慎重な者が同様の状況下において払うであろう注意を払って、誠意を持って行動するものとする。

- (1) 代理人を選定するとき。
  - (2) 団体及び団体ファンドの各目的に沿って委託の範囲及び条件を定めるとき。
  - (3) 代理人による履行状況並びに委託の範囲及び条件の順守状況を監視するために、代理人の行動を定期的に審査するとき。
- (b) 委託を受けた職務を履行するに当たって、代理人は、団体に対し、委託の範囲及び条件を順守するために合理的な注意を払う義務を負う。
- (c) 第(a)項を順守している団体は、職務の委託を受けた代理人による決定又は行為について、その責めを負わない。
- (d) 本州の法律の対象となる団体から運営管理又は投資の職務の委託を引き受けたことをもって、代理人は、当該委託職務の委託若しくは履行に起因し、又は関連するあらゆる手続において、本州の裁判所の管轄権に服する。
- (e) 団体は、この〔法律〕以外の本州の法律により認められるところに従って、運営管理及び投資の各職務を自己の委員会、役員又は従業員に委託することができる。〕

#### 注釈

第4条のブルーデント投資家基準は、委託を前提としたものである。投資の種類によっては、ブルーデントであるためには分散が必要となる。プール型投資ビークルを用いることにより最も良好な形で分散を実現できるという場合があり、これには必然的に運用の委託が伴う。起草委員会は、すでに他の制定法を通じて権限の委託権を十分に規定している州が多いことから、第5条を括弧付きにすることに決定した。こうした権限が存在している場合には、UPMIFAを制定する州では第5条なしで制定しなければならない。既存の規則と重複する委託規則を制定すれば混乱を招く恐れがあり、矛盾部分が生じる可能性もある。慈善信託については、第5条の委託規定は同じものがUPIAに規定されている。非営利法人については、非営利法人法がこれに相当する規則を提供する場合が多い。UPMIFAを制定する州は、自州の法律において他の制定法が第5条の制定のうちいずれにより委託を認めるのか明確にしておかなければならない。

第5条は、UMIFA第5条の委託規則を更新するとともにUPIAの第9条に見られる委託規則を取り入れている。第5条の定めにより、団体の意思決定者は、代理人の選定、委託範囲の決定及び代理人の履行状況の審査に当たって合理的な技術、注意及び細心の配慮を行使する場合において運営管理や投資の職務を外部の代理人に委託することができる。状況によっては、委託の範囲に再委託を含めることもできる。例えば、団体は投資決定の補助に当たる投資マネジャーを選任することなどができ、その委託においては特定投資分野の専門知識を有する各種投資マネジャーへの再委託権を含めることもできる。いかなる委託決定においても、代理人の選定、代理人への指示及び代理人の監視にあたって合理的な注意、技能及び細心の配慮を行使する必要がある。また、意思決定者は支出に関する決定権を委託することはできず、委託できるのは運営管理及び投資の各職務のみとなっている。第(c)項は、適正な委託要件を順守している意思決定者を代理人の行為又は決定から免責するものである。委託に関する決定を下すにあたっては、団体は団体ファンドの運営管理及び投資に際して合理的な費用のみを負担するよう団体に指示しているUPMIFA第3条第(c)項(1)に留意しなければならない。

第5条は、内部委託やその責任可能性に係る各種問題には対応しておらず、第(c)項は、

第5条の範囲外にある事項につき理事や受託者の個人的責任に適用される法律に影響を及ぼすものではない。これらの規則については、理事は非営利法人法を、受託者は信託法を参照することとなる（RMNCA, § 8.30(b)などを参照されたい）（団体の役員又は従業員により作成された情報について、その役員又は従業員が信頼に足り、且つその提示物につき有能であると理事が合理的に判断した場合には、理事はその情報に依拠できるとされている）。

第(c)項の文言は、UPIA第9条(c)及びRMNCA第8.30条(d)に類似している。第(c)項には「受益者（beneficiaries）」や「構成員（members）」の用語を取り入れないとの判断を下したが、これは、本条が受益者や構成員から提起される請求について免責を生成しないとの判断を示しているわけではない。その代わりとして、第5条を順守している意思決定者は、外部の代理人により為された行為又は決定に起因する責任から保護されることとなる。

第(d)項では、代理人に対して対人管轄権を定めているが、これは法選択の規則（choice of law rule）に該当するものではない。

第(e)項では、内部委託に対し本法以外の法律が適用されることを指摘している。UMIFAの第5条には非営利法人の内部委託には信託法概念が適用され得るという憂慮が当時あったことから、外部委託のほか内部委託も盛り込まれていた。非営利法人法が広く採用されるにつれ、そうした憂慮はもはや存在しなくなっている。UPMIFAでは内部委託を取り上げない決定を下しているが、これは、非営利法人の理事会が委員会や役員、従業員に対して委託をできないことを示唆しているわけではない。むしろ内部委託に適用される規則については、非営利法人は、他の法律、一般的に言えば非営利法人法を参照しなければならない。

## 第6条 運営管理、投資若しくは目的に係る制限の解除又は修正

(a) 寄付者が記録物上で同意している場合には、団体は、団体ファンドの運営管理、投資若しくは目的に関して寄付証書に記載された制限の全部若しくは一部を解除し、又は修正することができる。解除又は修正によって、ファンドを団体の公益目的以外の目的に供することはできない。

(b) 裁判所は、団体から申請があったときは、制限が非実際的若しくは浪費的なものとなっており、制限によりファンドの運営管理若しくは投資が損なわれ、又は寄付者が予期していない事情により制限を修正した方が当該ファンドの目的が促進される場合に限り、団体ファンドの運営管理又は投資に関して寄付証書に記載されているその制限を修正することができる。当該団体はその申請を〔司法長官〕に届け出るものとし、〔司法長官〕には意見を述べる機会が設けられなければならない。可能な限り、いずれの修正も、寄付者の見込まれる意図に従って執り行われなければならない。

(c) 団体ファンドの用途に関して寄付証書に記載されている特定の公益目的若しくは制限が違法、非実際的、実現不能又は浪費的なものとなっている場合、裁判所は、団体から申請があったときは、寄付証書に表明されている公益目的に合致した形で当該ファンドの目的又はその使用制限を修正することができる。当該団体は、その申請を〔司法長官〕に届け出るものとし、〔司法長官〕には意見を述べる機会が設けられなければならない。

(d) 団体ファンドの運営管理、投資若しくは目的に関して寄付証書に記載されている

制限が違法、非实际的、実現不能又は浪費的であると団体が判断したとき、当該団体は、下記の場合に限り、[司法長官]への届出から60日後にその制限の全部若しくは一部を解除し、又は修正することができる。

- (1) その制限の対象となる団体ファンドの総価額が[2万5,000ドル]未満であり、
- (2) 当該ファンドの設立後からの経過期間が[20年]を超えており、
- (3) 当該団体が寄付証書に表示の公益目的に合致した形によって当該財産を利用する場合。

## 注釈

第6条は、UMIFAの第7条に記載されている制限の解除又は修正に関する規則を拡大したものである。第(a)項では、UMIFAの規則に修正を加え、寄付者の同意付きによる制限解除を認めている。第(b)項及び第(c)項は、団体はいつでも時宜に応じて制限を修正又は解除するためにエクイティ上のデビエーション(equitable deviation)やシプレー原則の適用を裁判所に申請できる旨を明確にしたものである。第(d)項は新たな規定であり、相当期間にわたり存在した小規模なファンドについて、州司法長官に届出を行った後であれば団体は独自にシプレー原則を適用できるものとしている。

UMIFAでは、第7条第(d)項に「シプレー原則の適用を制限」しないとの旨が記載されていたが、同法においてはその規定が意味するところが不明瞭であった。UMIFA自体を見れば、制限の解除のみを認めて修正は認めないものであるかのように思われ、そうした全か無かのアプローチでは、寄付者の意図は十分に保護されなかった(Yale Univ. v. Blumenthal, 621 A.2d 1304 (Conn. 1993)を参照)。UPMIFAでは、デビエーション原則とシプレー原則を明示的に盛り込むことにより、団体に対し、デビエーション原則の場合には「寄付者の見込まれる意図に従って」修正を図り、シプレー原則の場合には「寄付証書に表示の公益目的に合致した形で」修正を図るよう規定している。

**個別のファンド** 修正に関する規則では、団体、又は裁判所命令による原則を適用しようとする裁判所に対して、各団体ファンドを個別的に審査するよう規定している。団体は集合的に団体ファンドを運営管理することになっているが、本条の目的においては、各ファンドは個別的に検討されなければならない。

**第(a)項 寄付者による解除** 第(a)項は、寄付者が同意した場合につき制限の解除を認めている。寄付者の同意付き解除では、そのファンドの慈善受益者を変更することはできない。寄付者は制限の解除に同意する権能を有しているが、本条では、寄付者に連邦税務上の問題を生じさせるような寄付者の権能は設定していない。団体への贈与は、税務上完全な贈与であり、その財産の慈善受益者を変更することはできず、寄付者は、当該財産の方針を慈善団体での別の用途に変更することはできない。寄付者は、当該ファンドに対し何らの留保持分も有していない。

**第(b)項 エクイティ上のデビエーション** 第(b)項では、本条にUTC第412条の文言を採用し、エクイティ上のデビエーションの規則を適用している(Restatement (Third) of Trusts § 66 (2003)も参照されたい)。このデビエーション規則に基づき、裁判所は、団体

がファンドを運営・管理する方法に関する制限を、そのファンドの目的が促進されるような形で修正することができる。デビエーションとは、寄付者の意図の実現を図るためのものである。寄付者は、贈与について主たる目的を持っており、次に、その目的が特定の方法により実現されることを求める意図を持っていることが一般的である。デビエーションとは、目的を変更するものではなく、むしろ、その目的の実現に向けて手段を修正するためのものである。

時として、寄付者が制限を設定した時点で予期されていなかった事情によりデビエーションが必要となる場合がある。その他には、制限によってそのファンドの運営管理や投資が損なわれるといったこともあり得る。そうした制限を修正することで、団体はより効果的な方法によって寄付者の目的を実現できる場合がある。デビエーションを適用しようとする裁判所は、その制限の修正方法を決定するに当たり寄付者の見込まれる意図の順守に努めなければならない。信託法におけるエクイティ上のデビエーションの原則に従い、第(b)項では、団体に対して予定の修正を寄付者に通知するようには規定していない。グッドプラクティスとなるのは、生存して居場所を特定できる、時間と資金を合理的に消費するすべての寄付者に対して通知を行うことである。信託法におけるエクイティ上のデビエーションの原則に従い、団体は司法長官に届け出なければならないことになっており、司法長官は裁判所手続への参加を選択することができる。司法長官は、慈善資産における公益とともに寄付者の意図を保護する存在である。本法では、州によっては別の担当官が慈善法の執行に当たることもあるので、司法長官の部分を含弧付きにしている。

**第(c)項 シブレー** 第(c)項では、信託法からシブレー規則を採用しており、裁判所が団体ファンドの目的を修正できるようにしている。「修正」の用語には、制限の変更のほか制限の解除も含まれており、そのファンドを他の団体に支払うよう裁判所が命令することも認められている。裁判所は、争点となっている制限が違法、非実際の、実現不能又は浪費的となっている場合に限り、シブレー原則を適用することができる。この基準は、UTC第413条に由来するものであり、通常のコモンローによる当該原則の規定に「浪費的 (wasteful)」を追記することで、シブレー原則が適用可能な状況について更新を加えた。変更はいずれも、寄付証書に表明されている公益目的に合致した形で執り行われなければならない (Restatement (Third) of Trusts § 67 (2003)も参照されたい)。当該シブレー原則に合わせて、第(c)項ではシブレーを求める団体に対し寄付者への通知を行うようには規定していない。グッドプラクティスとなるのは、可能な限り寄付者に通知することである。デビエーションの場合と同様、団体は司法長官に届け出なければならない、司法長官には当該手続において意見を述べる機会が設けられなければならない。

**第(d)項 小規模な年数の経過したファンドの修正** 第(d)項では、対象の団体ファンドの金額が小規模であって、その団体ファンドの存立が20年間を超えている場合につき、団体が裁判所の承認なくともシブレー原則に従って制限を解除又は修正できるものと認めている。これは、状況によっては、制限がもはや意味をなさなくなったものの、司法上のシブレー手続の費用が高額すぎてその変更根拠を得られないといった場合があり得るからである。起草委員会では、裁判所の監督なしでのシブレー原則の適用を団体に認める際の条件について、時間を掛けて協議を行った。当委員会では、寄付者の意図を執行するという方針のもとに効率的に公益目的に貢献していくうえで団体の諸ニーズについてバランスを取れるよう、第(d)項を作成した。当委員会

は、2万5,000ドル以下の価額の団体ファンドであれば十分に小規模であり、その保全目的からして司法手続費用に釣り合っていないとの結論を下した。当委員会では、寄付者の意図への忠実性の更なる保護手段として、団体ファンドにつき20年以上の存立要件を盛り込んだ。この20年間の開始は、そのファンドへの各贈与の日からではなく、そのファンドの発足日からとなる。これらの金額及び年数は、制定しようとする州域に対し数値設定の増減を図ることもできる旨を喚起するため、括弧付きとした。当該金額は、修正を得るための司法手続費用を反映したものとなっているはずであるが、州によってはこの金額よりも高くなる場合や低くなる場合がある。

司法上のシプレー原則の場合と同じく、第(d)項に基づく措置を取ろうとする団体は、寄付者の意図及びそのファンドの目的に合わせた形で制限を変更しなければならない。例えば、ファンドの価額が小規模すぎ、単立のファンドとしてはその一般管理費用に見合わない場合などは、「浪費的」の用語により、当該ファンドは、同様の目的を持った別のファンドと当該ファンドを結合することが可能となる。ファンドが看護奨学金のために設置されている場合であって、その団体が看護学校を閉鎖した場合には、当該団体は、そのファンドを自団体の他の奨学金に利用することを適宜決定することもできる。第(d)項に基づき認められる権限を行使するに当たっては、団体は、そのファンドについてどの代替用途が寄付者の当初の意図に合理的に近いかを判断しなければならない。当該団体では、こうしたファンドを、完全に異なる用途に変更することはできない。例えば、看護奨学金のファンドなどは、フットボール・スタジアムの建設に利用できない。

第(d)項に基づき条件を修正しようとする団体は、予定の修正を司法長官に届け出なければならない。当該団体は、手続を進める前に60日間の待機が必要となる。司法長官は、その予定の修正が不適切であると思われる場合には、措置を講ずることができる。

**寄付者への通知** 起草委員会は、第(b)項、第(c)項及び第(d)項において寄付者への通知を規定しないことに決定した。信託法におけるエクイティ上のデビエーション規則やシプレー規則では、寄付者への通知は規定されておらず、代わりに、裁判所及び司法長官に依拠して寄付者の意図及び慈善資産上の公益を保護する形になっている。

第(d)項に関し、起草委員会は団体に対し寄付者への通知を規定すべきではないとの結論を下した。第(d)項は、年数の経過した小規模なファンドの場合に限り利用可能である。20年以上も前にファンドに拠出した寄付者の居場所を特定することは、困難であり費用が高くなる恐れがある。複数の寄付者が20年前にそれぞれ小口の金額を出してファンドを設置しているような場合には、すべての寄付者の居場所を割り出す作業は、よりいっそう困難なものとなる。起草委員会は、団体の寄付者関係に対する関心が十分な動機材料となって、寄付者の居場所が分かれば寄付者には通知が行われるであろうとの結論を下した。

**第7条 順守状況の審査** この[法律]の順守状況は、結果論によってではなく、決定又は行動が行われた時点で存在していた事実及び状況に照らして判断する。

**第8条 既存の団体ファンドへの適用** この[法律]は、[本法の発効日]の時点で存在、又はそれ以後に設立される団体ファンドに適用される。この[法律]は、[本法の発効日]時点で存在している団体ファンドに適用される場合には、当該日以後に行われる決定又は行動にのみ適用される。

**第9条 国際・国内取引電子署名法 (Electronic Signatures in Global and National Commerce Act) との関連** この [法律] は、合衆国法典第15巻第7001章以下の国際・国内取引電子署名法を修正し、制限し、これに優先するが、合衆国法典第15巻第7001章(a)の同法第101条を修正し、制限し、若しくはこれに優先するものではなく、合衆国法典第15巻第7003章(b)の同法第103条に記載される通知のいずれかの電子引渡を認めるものではない。

**第10条 適用及び解釈の統一性** この統一法の適用及び解釈に当たっては、これを制定する州間においてその主題に関する法律上の統一性を促進する必要性を考慮しなければならない。

**第11条 発効日** この [法律] は、...に発効する。

**第12条 廃止** 以下に掲げる法律及び法律上の各部分は、廃止とする。  
(a) [公益団体のファンド管理に関する統一州法]

## 5. ミズーリ大学の基金運用方針－要約－

### 1. 目的

当大学の基金は、大学のプログラムを未来永劫にわたりサポートすることが求められる。本方針は、基金の運用管理の方向性を定めるものである。

### 2. 運用管理に係る責任

当大学の理事は、基金の運用管理全てにわたって責任を負う。理事会の方針の実行は学長に委ね、運用の実務は財務部次長と財務部長が担当する。

### 3. 投資目標

長期投資を通じ①基金の設立目的を満たすと共に②基金の購買力（purchasing power）を維持する。この目標を達成するプロセスにおいて、受託者責任を全うする。

### 4. 投資哲学と投資戦略

#### 1) 基金からの支出の上限

インフレに伴う基金価値の下落を避けるため、基金からの支出に関しては基金残高（時価）の過去3年移動平均値の5%とするものの、インフレ率控除後の実質トータルリターンを上回らないものとする。

#### 2) アセットミックス

インフレやリスク・リターンの組み合わせに関し様々な前提を置き、シミュレーションを行った上でアセットミックスを決定する。株式を中心とする分散の図られたポートフォリオを構築することにより、長期の実質リターンが高まる可能性がある。

#### 3) その他

運用団体の選定は、財政・人事委員会で行われる。

### 5. 投資対象

1) 投資可能なアセットクラスについては、各アセットクラス間の長期期待リターンとボラティリティ、相関に関する分析を通じて決定する。その結果、運用可能な対象は以下の通りである：

- a. 米国株式
- b. 外国株式
- c. エマージング株式
- d. オルタナティブ投資
- e. 不動産

#### f. グローバル債券

- 2) 各アセットクラスの運用は専門性のある運用団体によって行われる。
- 3) アセットクラス間及びアセットクラス内の分散を十分に図るものとする。
- 4) アセットクラス、運用団体毎のガイドラインを本方針書に添付する。(略)

#### 6. ターゲット・アセットミックス

- 1) 長期の観点に立脚したアセットミックスは、以下の通りとする。

アセットクラス	目標アセットミックス	許容範囲
米国株式	42.5%	37.5-47.5%
外国株式	20%	15-25%
エマージング株式	5%	0-10%
オルタナティブ投資	5%	0-10%
不動産	5%	0-10%
グローバル債券	22.5%	17.5-27.5%

- 2) 短期的なマーケットの変動により、特定のアセットクラスの割合が許容範囲を超える場合がある。ポートフォリオを継続して監視し、リバランスを1年に一回実施するほか、許容範囲内にアセットミックスを維持するべく適宜実施する。

#### 7. 債券プール

上記のメインの基金に加え、債券運用に特化した運用を希望する寄付者のために「債券プール」と呼ばれる債券のみで構成される基金を別途設置する。運用対象は、米国債とエージェンシー債、社債やコマーシャル・ペーパー、レポである。

プールの運用は学内の財務部門の専任担当者が行う。運用実績に関しては四半期に一度、リーマン・ブラザーズガバメント/クレジットボンドインデックスとの比較により評価し、同インデックスを0.5%上回ることを目標とする。格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社の付与する格付けでシングル A 以上とする。

#### 8. 独立投資勘定

上記のほか、寄付者の要望により一括運用できない基金は別の勘定で運用を行う。

#### 9. マスター・カストディアン

マスター・カストディアンは、有価証券の保護預かりや運用に係るあらゆる取引の記録(月次)などを提供する。

#### 10. セキュリティーズ・レンディング

財務部長は、セキュリティーズ・レンディングの実行を担当する。レンディングに関しては100%担保付とし、日々値洗いを行うものとする。

#### 12. 議決権行使

議決権の行使は、各基金の利益のみを考慮し行われねばならない。

#### 13. キャッシュフロー

財務部長は、本方針に従い寄付や支出、移転などあらゆるキャッシュフローを管理する必要がある。

#### 14. ベンチマーク

##### 1) マーケット・サイクル

投資プログラムは、マーケット・サイクルを踏まえインフレ率プラス4.69%のリターンを目標に構築される。サイクル全体のデュレーションは、少なくとも3～5年、もしくはそれ以上の可能性がある。

##### 2) アクティブ／パッシブ運用

運用実績は、以下のインデックスを組み合わせたハイブリッド・インデックスと比較する形で四半期毎に評価し、マーケット・サイクルが一巡した時点で分析を行う。

ラッセル3000株式インデックス	45%
EAFEインデックス	20%
IFCインバスタブル・コンポジット・インデックス	5%
Tビル+5%	2.5%
ラッセル-NCREIF不動産インデックス	5%
ソモン世界政府債インデックス(50%ヘッジあり/50%ヘッジなし)	22.5%

**\*本方針書については年に一回の割合で見直しを図るものとする。**

## 5. マーシー大学基金の投資方針（本文）

（2002年8月27日現在）

### I. 本方針の意図

本方針は、理事会と事務局が受託者責任を全うするマーシー大学（Mercy College）の利益のために、マーシー大学の基金（Mercy College Endowment Fund）及びその他の基金の運用をつかさどるものである。

### II. 本方針書の目的

本方針は、基金の運用実績を評価する上で重要なベースとなる投資目的や目標、ガイドラインを提供するものである。本方針は：

1. 全関係者の責任を定義し割り当てる。
2. 基金の投資目的・目標と対象に関する全関係者の明確な理解を確立する。
3. 考慮の対象とする投資期間を明確にする。
4. 基金の運用に係る全ての運用団体に対しガイダンスと上限を提供する。
5. 運用実績の評価基準を定める。
6. 法律の定める慎重な（プルーデントな）基準にのっとり基金の運用を求める。

### III. 権限の委譲

マーシー大学理事会の基金管理委員会（“委員会”）は受託者であり、基金資産の運用に関して指示を下し監視する責任を負う。なお、委員会は様々な分野の専門家に以下の権限を委譲することができる：

1. 委員会は、投資方針や目標、ガイドラインの策定や運用団体の選定、運用団体の運用実績の評価、運用実績の測定、及び委員会が適切とみなすその他の任務の遂行にあたり、資金運用コンサルタントを一家以上関与させることができる。
2. 委員会は、基金の投資目標を達成するために必要とされる証券の売買や保有のために運用団体を一家以上採用することができる。
3. 委員会は、基金の保有する有価証券の保護預かりや利子・配当の取り立て、清算、効率的な売買を維持すべく、一家以上のカストディアン（自身もしくはサブカストディアン）を採用することができる。カストディアンは、基金勘定の出入金および売買に係る定期的な報告も行う。

これらの専門家への手数料に関しては、全て慣習にのっとり妥当な水準であること。また、基金から適宜必要に応じて支払われること。

#### IV. 定義

1. “方針”は、本方針を指す。
2. “基金”は、マーシー・カレッジの基金を指す。
3. “基金管理委員会”もしくは“委員会”は、マーシー・カレッジ理事会の基金管理委員会を指す。
4. “受託者”は、基金資産の運用管理に関して裁量的な権限もしくは管理権を実行する個人または個人の集団を指す。
5. “運用団体”は、基金資産の全てもしくは一部を運用するために採用された個人または個人の集団を指す。
6. “資金運用コンサルタント”は、投資目標及び／もしくは資産配分、運用団体のサーチ、及び運用実績の監視等に関して助言サービスを提供する個人もしくは個人の集団を指す。
7. “証券”は、本方針にのっとり基金が保有する市場性のある証券を指す。
8. “投資期間”は、本方針で説明される投資目標に係る時間を指す。この基金の投資期間は、20年もしくは委員会によって決議された期間である。

#### V. 責任の分担

##### A. マーシー大学基金の基金管理委員会の責任

委員会は、基金の運用に関して責任を有する。委員会は、注意と技術、慎重さと勤勉さをもちつつ、(資金運用に関する)能力を持ち通じている人であれば持っているであろう目的と用いるであろう注意を怠らない慎重な人間(プルーデント・パーソン)の集まりとして、もっぱら基金の利益のみを踏まえ義務を果たす。基金管理委員会の基金運用に係る責任には以下の内容が含まれる。

1. 基金の財政上のニーズを予測し、しかるべきタイミングで運用団体とやり取りをする。
2. 基金のリスク許容度と投資期間を決定し、この項目に関して関係者とやり取りをする。
3. 基金資産の運用にあたり、適切かつ一貫した投資目標および方針、ガイドラインを策定する。
4. 慎重かつ勤勉に運用団体や資金運用コンサルタント、及びカストディアン等の適格な資金運用の専門家を選定する。
5. 方針のガイドラインを遵守し設定したベンチマークに対する投資目標の達成度合いを監視するため、運用団体や資金運用コンサルタント、及びカストディアンについて定期的に評価を行う。
6. 資金運用プロセスを抜本的に変更したりガイドラインを遵守しなかったりした運用団体の変更を含む(但しそれに限定されない)適切な管理手続きを策定、採択する。

## B. 資金運用コンサルタントの責任

資金運用コンサルタントの役割は、委員会にとって裁量の余地のない助言者である。基金資産の運用に関する助言は、資金運用コンサルタントによって提供され、本方針に定める投資目標や方針、ガイドラインや制約に従っていること。資金運用コンサルタントの責任には、以下の内容が含まれる：

1. 投資方針の策定及び定期的な評価を手助けする。
2. 委員会の要求に応じて運用団体のサーチを行う。
3. 運用団体に関する“デュー・ディリジェンス”（適正評価）、もしくは調査を提供する。
4. 委員会が投資目標に対する達成度合いを評価できるべく、運用団体の運用実績を監視する。監視には、運用実績の記録や適切なベンチマークの設定、運用上の変化に関する報告、投資目的や投資戦略が含まれる（方針の第 XV 節を参照）。
5. 方針に関する事項や運用団体のリストアップ、運用団体の実績に関して委員会とやり取りをする。
6. 基金運用に関する過去の記録や過去の資本市場のパフォーマンス、及びその他適切な項目に関して情報を委員会に提供する。
7. 基金の運用や投資目的、投資戦略に関する重要な変更があった場合は随時情報を提供する。
8. 運用団体の実績について定期的に評価を行う。

## C. 運用団体の責任

委員会における運用団体の選定は、慎重な適正評価手続きに基づいて行われる必要がある。適格運用団体は、1940 年投資顧問法の登録投資顧問業者または銀行、保険会社でなければならない。各運用団体は、書面で基金に対する受託者責任に関する確認書を提出する必要がある。

各運用団体は、本方針に定める基準の範囲内で基金のうち担当分の運用に関してあらゆる裁量を有する。運用団体の責任には以下の内容が含まれる：

1. 本方針で定められたガイドラインの範囲内で、個別の有価証券の売買もしくは保有、資産配分の変更を含む一任運用。
2. 運用実績に関する時宜を得たタイミングによる報告。
3. 経済見通しや投資戦略、その他基金資産の実績に潜在的に影響を及ぼしうる主要な変更に関する連絡。
4. ポートフォリオマネジャーや株主構成、あるいは投資哲学の変更等（これに限らない）、運用団体におけるあらゆる定性的な変更について委員会に知らせること。
5. 委員会の要請に応じ、基金の委任投票を行うとともに、時宜を得たタイミングで委

員会に投票記録を連絡すること。

## VI. 一般的な投資原則

1. 資金運用は、もっぱら基金の利益のためだけに行われること。
2. 基金の運用は、注意と技術、慎重さと勤勉さをもちつつ、(資金運用に関する) 能力を持ち通じている人であれば持っているであろう目的と用いるであろう注意を怠らない慎重な人間 (プルードント・パーソン) によって行われること。
3. 明らかに行わないことが慎重とされない限り、基金は分散投資を通じて巨額の損失を被るリスクを最小化すること。
4. 将来の支出が現在の支出に比べ重要でない、ということはない。基金は未来永劫存在することを通じて、マーシー大学を未来永劫にわたり支え続けなければならない。この目的を達成するため、最も重要な目標は購買力を維持することである。具体的な目標としては、基金からの支出の控除後ベースのポートフォリオの価値を基金の投資期間にわたりインフレ率を下回らないよう維持すること。
5. これらのニーズを満たすため、基金の投資戦略はトータルリターンを強調する。トータルリターンとは、キャピタルゲインと利子・配当の合計である。特に、基金資産の運用における当初の目標は、基金資産の購買力を維持するために基金からの支出率と投資期間中のインフレ率の合計を上回るリターンを獲得することになる。リスク管理は、基金資産の運用における重要な要素の一つである。
6. 委員会は、基金の目標を達成するために様々な投資スタイルや哲学の運用団体を一社以上採用することが可能である。遵守すべき原則は以下のようなものである：
  - a. 元本の保全—投資スタイルと哲学に則り、運用団体は個別の証券に損失が生じうる点を理解しつつ元本の保全にしかるべき努力を払うこと。
  - b. リスク回避—委員会は、基金の目標を満たすような長期運用の実績を実現するためにはある程度のリスクも伴う点を理解しておくこと。運用団体はリスク管理に十分努め、投資スタイルや目標に相応の想定リスクとなっているかどうか定期的に評価を受けること。
  - c. 投資原則の遵守—運用団体は、採用時の投資スタイルを堅持することが要求されている。運用団体は、投資原則の遵守に関して定期的に評価を受ける。
7. 本方針によって設定された投資期間においては、基金の目標はインフレ率 (消費者物価指数で推し量る) を 5.0% だけ上回る値とする。
8. 第 7 項の目標は基金全体に係るものであり、各投資勘定に係るものではない (2 勘定以上抱えている場合)。本投資期間における各運用団体の目標は以下の通りである：
  - a. 委員会において各投資スタイルに最も近似していると選定、決議を得た市場指数、あるいは合成市場指数に合致、もしくは上回ること。
  - b. ポートフォリオ全体に係るリスクが上記指数に係るリスクと一致していることを

示すこと。リスクは四半期収益の標準偏差で測られる。

各運用団体は、基金全体の目標とは別に、与えられた目標が記された文書を受け取るものとする。

9. 委員会は、基金資産の目標を達成するために時価ベースでリターンの変動が生じることを理解しておくこと。基金は、1年間で10%超の損失を極力避けるべきである。従って、委員会は上記の損失よりも大きい損失が発生する確率を最小化する投資戦略を支持するものとする。しかし、同時に基金のリターン目標が最大の関心事であることもわきまえておくこと。もちろん、基金に上記を超える損失が生じない保証はない。
10. 安全性、流動性、収益性を提供する短期の現金等価物への投資を通じて常にキャッシュを生産的に活用すること。
11. 基金への将来の寄付は予測不可能である。委員会は、寄付について検討を加える前に基金の購買力を維持する投資戦略を策定しておくこと。このことにより、将来の寄付が基金の購買力を高める役割を果たすこととなる。

## VII. 基金からの支出方針

基金の最も重要な役割は、大学のサポート義務を果たすことにある。当然そのようなものとして、委員会は毎年度の基金からの支出額を固定的なものとして捉えている。基金からの支出が固定的であり比較的一定で予測可能であるのに対し、“よりリスクの高い”ポートフォリオから得られる期待リターンは一定かつ予測可能なものではない。このため、投資期間におけるアンダーパフォームと実質元本価値の過度の悪化の可能性を減らすため、この基金は毎年度の大学へのサポートがより柔軟なものである場合に比べより保守的な投資戦略を採用せざるを得なくなる。

基金の支出方針は、マーシー大学の理事会により年度末基金残高の過去3年平均の5%と定められている。

運用目的以外の基金からの支出に関するあらゆる権限を有するのは理事会であり、基金管理委員会ではない。理事会は、基金のうち制約のない部分に関して一部もしくは全体を特定のプロジェクトへの支出に振り向けることも可能である。この支出は、理事会の少なくとも3分の2の賛成を必要とする。

## VIII. 流動性

支払いにあてるために証券を売却し損失が発生する可能性を最小にするために、委員会は資金運用コンサルタントに対し定期的に予想ネットキャッシュフローの推計値を提供する。委員会は、流動性の必要額を積み上げる十分な時間を確保すべく、時宜を得たタイミングでコンサルタントに通知するものとする。

市場性と流動性を最大化すべく、運用団体はニューヨーク証券取引所 (NYSE)、アメリ

カ株式取引所（AMEX）、ナスダック（NASDAQ）の店頭市場を通じて株式取引を執行する。これ以外の方法を通じた執行が便益をもたらす、もしくは必要がある場合には、運用団体は基金管理委員会の書面による承認を得なければならない。

## IX. 資産の市場性

委員会は、基金の資産を基本的に市場価格へのインパクトが最小で迅速かつ効率的に取引されるような流動性のある証券に投資するものとする。

## X. 投資ガイドライン

### A. 投資可能資産

#### 1. 現金等価物

- ・ T-ビル（財務省証券）
- ・ マネーマーケット・ファンド（MMF）
- ・ 短期投資ファンド（STIF）
- ・ コマーシャル・ペーパー（CP）
- ・ 引受手形（BA）
- ・ レポ取引
- ・ 譲渡性預金（CDs）

#### 2. 債券

- ・ 米国連邦債及びエージェンシー債
- ・ 社債
- ・ モーゲージバック債券
- ・ アセットバック債券
- ・ 優先株式
- ・ 外国国債・社債
- ・ 不動産担保証券（CMO）

#### 3. 株式

- ・ 普通株式
- ・ 転換社債
- ・ 転換優先株式
- ・ 外国企業の米国預託証券（ADR）
- ・ 外国株式（普通株式）

#### 4. 投資信託（ミューチュアル・ファンド）

- ・ 本方針で認められた証券に投資するミューチュアル・ファンド

#### 5. その他資産

- ・ 利率保証契約（GIC's）

- ・ リミテッド・パートナーシップ
- ・ 不動産投資
- ・ 石油・ガス投資
- ・ ベンチャーキャピタル投資
- ・ ヘッジファンド投資

## XI. 投資制約

1999年9月23日にマーシー大学理事会によって採択された“投資ガイドライン及び基金からの支出方針”に定めるように、株式や債券以外の投資に関しては基金の購買力を高めるものであっても基金資産全体の10%を超えないこと。

## XII. 資産配分ガイドライン

マーシー大学基金の資産運用にあたっては、以下の資産配分（アセット・アロケーション）のガイドラインに従うこと：

### 1. 基金全体の資産配分ガイドライン（時価ベース）

<u>資産クラス</u>	<u>下限</u>	<u>上限</u>	<u>目標値</u>
株式	60%	80%	70%
債券	20%	40%	30%

この資産配分ガイドラインは毎年見直しが行われるものとする。基金資産は、目標幅の範囲でのリバランスの必要性の観点から四半期毎にチェックが行われる。

2. 基金管理委員会は、資産配分ガイドラインを外れるような投資原則を有する運用団体を採用することも可能である。しかし、（運用団体への委託分が）基金全体の一部である点を踏まえると、この投資原則は本方針に盛り込まれた資産全体に係る資産配分ガイドラインと軌を一にしなければならない。この場合、該当運用団体は特定の目標とガイドラインに関して基金管理委員会より書面による指示を受けること。

## XIII. 運用団体における分散

委員会は、基金の保有する証券が実社会の断面を反映する必要もないし望ましいとも信じていない。しかし、ポートフォリオ分散に関して慎重な水準を実現するためには、どの銘柄も1銘柄で基金資産全体の10%、どの産業も1産業で基金資産全体の25%を上回ってはならない。ただし、財務省証券に関しては基金の債券部分の100%まで保有可能である。

## XIV. 債券運用とキャッシュマネジメントに関するガイドライン

1. 基金資産の投資対象は投資適格の証券に限られる。
2. 基金資産は、A1格（もしくはそれに匹敵する）以上のコマーシャル・ペーパーに投

資可能である。

3. 債券の残存期間に関する制約は次の通り：ポートフォリオの加重平均残存期間と加重平均デュレーションは、リーマン・ブラザーズ総合債券指数の150%を上回ってはならない。
4. 投資対象のマネーマーケット・ファンド（MMF）は、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社及び／またはムーディーズ社の投資適格以上の格付けの証券で構成されていること。

#### XV. 運用団体の運用実績－検討と評価

資金運用コンサルタントは、委員会にたいして検討に資すべく運用実績（パフォーマンス）報告を少なくとも四半期に一度はとりまとめ提出すること。資産クラス毎と同様、ポートフォリオ全体の運用実績は、広く用いられている運用実績のベンチマークと比較した形で評価される。検討は、運用実績が本方針に定める投資目的や目標、ガイドラインに沿った結果となっているかどうかの観点からなされる。委員会はポートフォリオについて少なくとも過去3年のベースで評価することが求められるものの、以下を含む理由に該当する場合は運用団体を罷免する権利を有する：

1. 運用実績が所与の投資原則とリスク変数の下で期待値を著しく下回った場合、あるいは実績の悪さに関する説明が受け入れがたい場合。
2. やり取りや報告を含む、投資方針の内容のいずれかを遵守しなかった場合。
3. 運用団体内部において著しい定性的な変更が生じた場合。

委員会は、運用実績や人事、戦略、調査能力、組織・事業関連の事項、及びその他運用目標の達成に影響を及ぼす可能性のある定性的な要素の観点から運用会社について定期的に見直しを行う。

#### XVI. 投資方針の再検討

委員会は、本方針を少なくとも年に一回は見直すものとする。

本方針は、マーシー大学の基金管理委員会によって〇年〇月〇日に採択された。

本方針が修正される場合は、委員会メンバーの多数と理事会の承認を得た上で修正される。

以 上

## 7. ブランダイス大学の寄付受入方針

(概要：2000年9月5日改訂)

### 1. はじめに

以下の承認や定義づけ、寄付受入方針は次のような目的で策定されてきている：

- 1) 寄付や誓約に関して包括的かつ正確な報告を行う
- 2) IRS（米国内国歳入庁）の規制及び許容しうる事業慣行に服する
- 3) 当大学における寄付の勧誘や記録、運営の関係者にガイダンスを提供する

本方針の目的は、寄付が以下のような点を満たせるようにすることにある：

- (1) 大学のミッションやニーズに適していること
- (2) 大学に不当な財政上の負担を強いないこと
- (3) 制約のある寄付の場合に、大学にとって極力有用であるべく制約の条件が広範で緩やかであること
- (4) 制約のある寄付の場合、制約の条件がもはや実用的でなく不必要で実行不可能な局面において大学が関連した目的に寄付を支出できるような文言を盛り込むこと

### 2. 承認

・寄付委員会は、寄付募集部門、財務部門、経理部門、予算部門、プロボスト部門、総務部門の代表者及び副学長で構成される。委員会は、100万ドル以上の大口寄付について上記4つの条件を満たしているか検討する役割を担う。寄付募集部門の担当者は、問題のある寄付についてはプロボストと相談し、解決できない場合は副学長や寄付委員会等に諮る。最終的な決定は副学長が行う。問題のある寄付とは、教学上優先順位の高くない講座の寄付や、運営上優先順位の高くない建物への寄付、あるいは奨学金等で受容できない制約のある寄付である。

・学部学科、個人による寄付の勧誘は、全て寄付募集・卒業生リレーション担当のシニアバイスプレジデントの承認を得ること。コンサルタントや個人・企業に協力を仰ぐ際も同様である。

・ブランダイス大学で受け入れた寄付の記録は対外秘である。寄付者の寄付履歴や寄付者リスト、その他関連情報はシニアバイスプレジデントの許諾無しに漏洩しないこと。但し、学長や顧問弁護士、副学長、プロボストからの要請についてはこの限りではない。

・寄付募集・卒業生リレーション部門の任務は以下のようなものである：

- 寄付者のフォローアップ (stewardship)
- 理事会の承認を受けた当大学の寄付方針の実行管理
- スタッフやボランティア、教員その他による方針に沿った勧誘活動の管理

- 大学の寄付募集上の優先順位を踏まえた勧誘プロセスと寄付受入の管理
- 適切なタイミングかつ方法でそれぞれ現金による寄付を経理部門に、現金以外の寄付を財務部門に渡すこと
- 全ての寄付及び誓約を寄付受入方針に従って記録すること

### 3. 寄付の文書化に関する方針

・大学の受け入れる寄付は全て、大学の募集目標に“カウント”される前に記録される必要がある。アウトライト・ギフトや複数年にわたる誓約の場合は通常、署名と日付の付された誓約書（pledge agreement）の形で記録される。

### 4. 寄付記録の方針

- ・全ての寄付や誓約、遺贈の大学への分配分は、IRS の規制と会計慣行に従って記録すること。
- ・大学への寄付主体全員に感謝の意を表すること。寄付募集部門（システム・サービス担当）が入力した寄付受入シートは毎週チェックを行うこと。寄付の額に応じ、学長やシニアバイスプレジデント、寄付募集部門責任者その他個人による署名を受けるべく礼状を用意する。たとえば、5,000 ドル以上の寄付は全て学長の礼状とする。プロセスとレベルは定期的に見直しを図るものとする。
- ・寄付は、寄付主体と目的毎に記録される。募集記録上は、“目的”は制約のない経常資金、制約のある経常資金、基金、及び資本（建物・設備）に分類される。

### 5. 寄付の種類と寄付の評価

- ・寄付は、三つの見方がある：
  - 税目的の寄付の価値
  - 大学の寄付募集の目標に算入される寄付の価値
  - 寄付の認知（ギフト・ソサエティや楯等）
- ・寄付募集の目標に算入される寄付の価値は、寄付募集・サポート委員会（CASE）が策定したキャンペーン管理報告基準によって定められる。
- ・税目的の寄付の評価は寄付主体の責任で行われる。査定の費用を大学側が負担することはない。
- ・キャッシュ：現金や小切手、クレジットカードによる寄付は額面価値で計上する。
- ・誓約：同窓会の年次ファンド誓約は、多くの場合は2年以内で受け入れる。大口寄付（5万ドル以上）は5年以内。
- ・上場証券：大学は、市場性のある有価証券をアウトライト・ギフトや誓約、ライフインカム・ギフトの形で受け入れる。これらの寄付は、IRS の規制にのっとり寄付した期日の

平均時価で評価される。

・非上場証券：取引所での取引のない証券や店頭取引（OTC）の証券の受入は、寄付委員会の判断に基づく。これら証券の大学による処分に関して寄付主体側が課す制約については、全て寄付委員会の承認を得る必要がある。

・不動産：不動産の寄付は以下の方法がある：

(a) 所有権益

(b) 生涯不動産権契約に基づくライフエステート

(c) ライフインカム・ギフト

グレーター・ボストン郊外の不動産価値は少なくとも 25 万ドル以上であること。不動産価格に関しては、寄付主体が第三者による査定を受ける必要があり、これとは別途大学が実施する場合もある。不動産による寄付の受入に係る適正評価（デュー・ディリジェンス）手続きは、寄付委員会の責任で行う。財務部長は、不動産の寄付の受入に関して学長に提言を行う責任を負う。財務部長が考慮するのは、大学の目的からみた不動産の有用性や不動産の市場性、あらゆる制約や債務等である。

・個人の有形財産：個人の有形財産による寄付は、適切な記録を前提として寄付募集の目標に算入しうる。5,000 ドル以上の価値を持つ場合には、第三者による時価評価を寄付者が行う必要がある。たとえば、ローズ美術館への美術品の寄付は、美術館のエグゼクティブディレクターの助言を踏まえ寄付委員会が検討する。図書館への書籍や手書き原稿の寄付の場合には、大学図書館の司書による助言が必要となる。

・保険：保険証券が寄付として記録される前に、証券が大学に寄付される必要がある。大学は取消不能受益者かつ所有者とならねばならない。

・事業会社のマッチング・ギフト：事業会社からのキャッシュによるマッチング・ギフトは、会社のルールに特定の定めがない限り個人による寄付とみなす。

・ライフインカム・ギフト全般：ライフインカム・ギフトは、追跡記録を可能にすべく額面と現在価値の両方で記録する。受入下限額は、プール・インカム・ファンドとギフト・アニュイティが 1 万ドル、トラストが 10 万ドルである。

・遺贈：大学が受け入れた不動産・信託からの分配は、目的に従って記録される。可能な限り、制約のない寄付は大学の基金と一緒に投資に振り向けられる。

・ドナー・アドバイス・ファンド：大学は、ドナー・アドバイス・ファンドを受け入れることができる。

## 6. 寄付受入方針

制約のある寄付を受け入れる場合には、常に大学に適切な柔軟性を持たせるような文言を盛り込むこと。

(例)「教育や政治、社会その他の予見しえない変化や予め定めた支出がもはや実用的かつ望ましくない場合、同大学の理事会は学長の承認を得た上で元本や利子・配当に関して大

学や学生、教職員の利益にかなう形で支出することができる」

・信託等、銀行等が管理する取消不能の寄付の受入と評価は、その他寄付の扱いに準ずる。  
・大学に不当な負担を強いるような寄付は受け入れないこと。本基準に従うため、寄付募集部門の担当者やその他募集活動の関係者は責任を持って教学や財務部門と協調しつつ取り組むものとする。このような寄付としては、以下のようなものが含まれる（これに限らない）：

- 市場性のない証券による寄付
- 使用に制限のある有形財産
- 「マッチング」の条件つき
- 寄付が終了もしくは費消後もプロジェクトにコミットする寄付
- プロジェクトへの大学の全額拠出を認めないような建設プロジェクトへの寄付
- 特定目的を遂行する上で十分でない、基金設立型の寄付
- 大学の日常業務外のプロジェクトや、ミッション外のプロジェクトに対する寄付

#### 7. 基金設立の最低限度額（99年12月現在）

全ての基金は、理事会によって定められた当該年度の「支出率」を適用するものとする。

ディーン/プロボスト： 350～500万ドル

ディレクター： 50万～150万ドル

教授： 250万ドル

準教授： 150万ドル

客員教授： 150万ドル

全額授業料免除奨学金基金（命名）： 60万ドル

競争的メリットベース奨学金基金： 60万ドル

フェローシップ基金： 40万ドル

命名奨学金基金： 5万ドル（3年以内の必要額）

#### 8. その他命名の機会

新規の設備： 建設開始前に資金提供が開始されること。メンテナンスも含む。

#### 9. 定義（略）

#### 10. 責任

本方針の関係者の責任は次の通りである：

(1) 寄付募集の涵養（開拓）と勧誘に関わる寄付募集部門の担当者及び大学の代表者は、次の手続きを遵守しなければならない。

- 寄付方針に目を通し理解すること
  - 受け入れた寄付と誓約についてすぐ報告すること
  - 小切手その他のキャッシュの受入について、すぐシステム・サービス部門に転送する
  - 寄付の記録書類・システムを理解し活用する
  - 以上に加え、寄付募集部門の担当者は寄付候補主体の現況を正確かつタイムリーに把握するための追跡システムについて理解し活用すること
- (2) スクール、センター、研究所、図書館、その他教学ユニット：
- ディレクターや学科ヘッド、ディーンが教職員に方針と手続きについて伝達する（年に一回を薦める）
  - 寄付方針を遵守するため適切な見直しプロセスを確立すること
- (3) 大学
- 寄付方針に関する提言と採用は、寄付募集部門シニアバイスプレジデントの責任である
  - 全寄付の受入に関する最終的な責任は学長にある
- (4) 経理部長&財務部長
- 寄付の受入記録と評価に関する会計処理

## 11. 新規の責任の要約（略）

## 8. ボストン・カレッジ”Ever to Excel”キャンペーン趣意書（抜粋）

### 概 要（In Brief）

EVER TO EXCEL（常に卓越）キャンペーンでは、  
下記を目的として4億ドルを調達します。

1. 絶対的な卓越性を持った大学であると同時にカトリック・イエズス会の価値観に向けて取り組みを行っている大学でもあるボストン・カレッジを、国内で最も優秀な学生らが選択できるようにすること。
2. 社会的問題に関する国内外の論考、芸術・文化の発展、人類の義務と権利、及び社会での信義・道徳の指導的役割に対して独自に貢献することのできる、ボストン・カレッジの能力を明らかにすること。
3. 最高の専門技能を持つとともに、生命・知恵・知識・創造・神秘への畏敬と深甚なる真実への切望に充ちた、リーダー世代を求める世界のニーズに応えること。

Ever To Excel キャンペーンでは、上記目標の実現を促進するために必要となるリソースを集める予定であり、力・チャンス・ビジョンを一気に結集することによって優れた知性、個人の形成及び個々人と大学の成果への新たな可能性を明らかにする、そういった瞬間を掴み取ろうとしています。

## キャンペーン 目標と実施計画

### 目標

- \* 絶対的な卓越性を持つと同時にイエズス会の価値観に向けて取り組みも行っている大学に通う機会を、国内最優秀の学生らが得られるようにすること。

### 戦略

- \* 学生援助を強化し、国内有数の大学に対抗する。
- \* 50名の常勤教員を新規に採用し、教育を強化する。
- \* 英語・古典・音楽・哲学・神学の各学部について、優れた教授・研究・オフィス施設を備えた人文科学棟を新築する。
- \* 生物学・物理学の各学部について、最新鋭の教授・研究施設を備えた科学棟を建設する。
- \* コア課程の選択、専攻の構成、及びキャリア計画につき、学生相談の改善を図る。
- \* 学部向けインターンシップや研究フェローシップを増強する。

### 目標

- \* 社会的問題に関する国内外の論考、芸術・文化の発展、人類の義務と権利、及び社会での信義・道徳の指導的役割に対して独自に貢献することのできる、ポストン・カレッジの大いなる可能性を明らかにすること。

### 戦略

- \* 卓越性を発揮できる可能性のある5つの人文科学プログラム、1つの団体、5つの専門プログラムに対して、特別な支援を提供する。これには、アイルランド学、経済学、哲学、政治学、神学、Jesuit Instituteのほか、経営・教育・法律・看護・社会福祉の専門プログラムが該当する。
- \* Association of Research Libraries への加盟を実現すべく、図書館の所蔵を充実させる。
- \* 教授陣における教授と研究の責任のバランスを、ピア校に対抗しうるものにする。
- \* 学業面での優秀性と優れた法学研究、社会正義への取り組みを一体化した場所としての、ロースクールの全国的知名度を獲得する。ロースクール施設の改築と拡張を完了する。
- \* 学部学生の育成と支援のためのキャンパス・センターを設置する。
- \* 教員の研究基金を設立する。

### 目標

- \* 最高の専門技能を持つとともに、生命・知恵・創造・神秘への畏敬と深甚なる真実への切望に充ちた、新たなリーダー世代を求める世界のニーズに応えること。

## 戦略

- \* Council on Student Formation（学生形成評議会）を設立し、教授陣・職員の学部学生の生活との関わりを促進する。
- \* カリキュラム外の生活や個人的な成長への拠点として機能する学生センターを建設する。
- \* 留学プログラムに50%以上の学部生を参画させる Center for International Study（国際研究センター）を設置する。
- \* 新入生を我が大学の知識面・社会面・精神面の各種リソースへと案内する試験的な「コーナーストーン」プログラムを設置する。
- \* 特定の大学寮においてキリスト教の生活コミュニティを設ける。
- \* 少数派の大学院生の数を増やす。
- \* Center for Ignatian Spirituality（イグナチオ的精神センター）を設置し、教授陣と職員に対し信条上・宗教上の疑問を探求する機会を提供する。
- \* リトリート・プログラムに参加する学生の数を増やす。

## 不朽の伝統： 特別な大学

ボストン・カレッジは単純に志のみによって推進されているというわけではありません。志とは、それを抱いた主を助け、それぞれの目標を追い求めるものです。我々が選択した目標は、ボストン・カレッジの恩恵と可能性、歴史と取り組みや、これまでの遍歴、これまでに遂げた成果、召命を受けた事柄を反映したものとなっています。

我々は、学生らに対するパストラル的責任を果たすべく完全な大学が求められており、そうした大学において人間的・精神的育成のほか知的形成を促進して、各自が人生の責任と可能性をより完全に理解できるようにしていかなければならないと考えています。

我々は、より良い結果のために知識と才能を開発・活用できるよう学生らを訓練することが大学には求められていると考えています。

我々は、各自の生来の品位にふさわしい世界を構築しようとする人間の努力に影響を及ぼす重要な知力と新たな知識をもたらすことが、大学には求められていると考えています。そして最後に、大学には時代のニーズに基づいて行動することが求められていると確信しています。

## 寄付募集目標

### 基金、施設、及び経常資金

Ever to Excel キャンペーンでは、我が大学の志す所の実現を促進するうえで必要となる資金源を提供していきます。こうした資金的支援の大部分は、ボストン・カレッジの基金の設立に当てられます。本キャンペーンは、基金 2 億 6,000 万ドルなど、いくつかの当初目標を定めています。基金によってボストン・カレッジの教授陣の評価が高まり、学部教授が強化され、最先端の学問研究が促進されることになり、さらには、学部生や特定主要分野の大学院生への学生援助プログラムが大幅に拡充されることとなります。そのほかには、大学施設を改修、改良、拡張するための 5,000 万ドル、経常支出の優先項目向けの 6,000 万ドル、継続・不測のニーズを支援するための 3,000 万ドルといった当初目標もあります。

### 基金：2 億 6,000 万ドル

現在のところボストン・カレッジは、運営費を賄うのに授業料収入に大きく依存しています。この資金源はここ数年安定的に成長していますが、いつまでも同じペースで増加し続けることは見込めません。今後数年における支出の予測レベルを満たし、学業面・カリキュラム外のプログラムを強化し続けていくためには、ボストン・カレッジではこれまでよりも大幅に基金の運用収入に依存していかざるを得ません。こうした理由から我が大学の基金は、今後 10 年間で可能な限り早期に 10 億ドル超まで増やさなければなりません。

ボストン・カレッジの現在の基金は国内で上位 40 位圏内ですが、フルタイム学生当たりの基金収入— 1998 年度はおよそ 3,000 ドル—は、競合する国内大学に比べて低い数字となっています。1998 年度のノートルダム大学では学生当たり 9,000 ドルを上回っており、ダートマス大学では 14,000 ドル超となっています。ボストン・カレッジでは、上位ランクの団体に対抗して学生や教授陣を勝ち取るために速やかに基金を増やしていく必要があります。こうした目標のため、我が大学は寄付による支援を求めています。

### 教授陣への支援

比類無き教授力を持つ大学となるためには、他に優る教授陣がボストン・カレッジには必要となります。優れた教員や学者を識別して集め、それらの者を教授陣に引き留めておくには、寄付講座 (endowed chair) が重要な手段となります。1980 年以来ボストン・カレッジではこうした講座を 3 から 30 以上に増やしてきました。さらに本キャンペーンによって新たに 100 講座を設けることで、人気の高い上級教員を採用し、その名が高まり他の一流大学からも求められるであろうボストン・カレッジの教授陣として確保します。冠講座 (named chair) を持つ

優れた教授陣を擁する学部は、質の高い若手教員にも魅力的です。新たな寄付講座を創設することでボストン・カレッジの学業面における全体的な評判が上がり、引いてはトップクラスの学生の募集にも有益となります。

#### 教員向け研究基金

知識が急速に拡大している時代のなかで、優れた教員であるには、専門分野における最近の動向の先端に留まり、受け持つ学生の利益となるようにそれらの見識を授業に取り込んでいく必要があります。教授陣は、常に学ぶ者でなければなりません。新たな知識の創出に貢献する教員こそが、最良の教員ということになります。優秀な学生を求めて国内有数の大学と競合し合うなかで、ボストン・カレッジでは教授と研究を更に効果的に統合していくことが必要となります。研究基金では、研究フェロシップやサバティカル期間への支援を提供し、さらには、教授陣が新たな調査手段に着手できるようインセンティブも提供する予定です。

#### 学生向け支援

様々な第一世代の大学生らに応える大学としての原点に違ふことなく、ボストン・カレッジは、援助を必要とする入学希望者に対して常に資金的支援を図ってきました。こうした取り組みにはここ 20 年の間でより一層大きな支出が必要となっており、1975 年の 500 万ドルから 1999～2000 年には 7,100 万ドルへと上昇しています。1998～1999 年に、ボストン・カレッジは全入学者のうち経済的必要性のある者の 98%について初年度分を賄うことができましたが、4 年間の在学期間にわたり学生らの全ニーズに応えるだけの資金はありません。今後数年において、高等教育コストが上がり続けるに従って財政援助の必要性は間違いなく高まります。そこで我が大学は、学部生援助のための基金の設立を目指しています。これらの基金によってボストン・カレッジは、他の一流大学からも同様に包括的な援助を提供されるような非富裕層のトップクラスの学生を募集する能力が向上することになります。

#### 運動競技への支援

ボストン・カレッジの大学対抗運動競技には名誉ある長い歴史があります。運動競技における挑戦は卓越性を達成するうえで 1 つの手段となり、競技場で得られる価値観 – 高潔さ、規律、共通目標の追求、公共の利益 – は、イエズス会の教育に本来備わっている価値観でもあります。ボストン・カレッジの学生らが運動競技に参加する更なる機会を促進するため、我が大学では運動競技への資金援助や、コーチ/管理職、**Learning Resources for Student Athletes**（学生競技学習リソース）などのプログラムに向けて、基金支援を目指しています。こうした分野への支援が増えることによって、ボストン・カレッジは男女の各種様々なスポーツに好成績を残すべく取り組みを維持することができ、優秀な学生であると同時に優れた運動選手でもある者の本学への入学が促進され、さらには学生運動選手全員が活躍できるようにもなります。

### 道徳的・宗教的育成向け基金

ボストン・カレッジは国内でのランクが上昇しつつあるとはいえ、引き続き一般社会の利益となるよう献身や学習といったイエズス会の理想を尊び促進していかなければなりません。道徳的・宗教的育成基金は、そうした理想を支えとなるプログラムが永久に持続されていくようにするためのものです。こうしたプログラムの一つに University Chaplaincy (学内礼拝堂つき牧師職プログラム) というものがあります。このプログラムは、社会正義を促進する学生ボランティア・プログラムを調整し、キャンパス外での静修を後援し、霊的カウンセリングを提供し、学内礼拝を支援するものです。パルス・プログラム (pulse program) では、学年度期間中に学部生が社会奉仕に従事することになります。Jesuit Institute は信条や文化に影響する問題について学問的な対話をするための学際的センターであり、これもまた本項の基金によって支えられます。新たなイニシアチブである Center for Ignatian Spirituality では、我が大学内のイグナチオ的精神の統合を醸成し、精神性と現代文化の交わりに関する研究と考察を後援します。

### 国際プログラムへの支援

イエズス会の教育への取り組みは、その当初より、国際的な事業となってきました。本学と同等の上位大学の中でこの 21 世紀において本学の使命を遂行していくには、ボストン・カレッジは更に国際性の高い大学へとなる必要があります。ボストン・カレッジが入学を望む学部生・大学院生や採用しようとする教授陣の間では、我が大学のカリキュラムや研究課題、キャンパス・ライフに対してのほか、海外での研究・学問的協力に向けた最上級の機会に対しても、国際的側面の強化への期待がますます高まっていくことになります。

### 教学リソース向け基金

最優先事項は大学院フェローシップの創設です。こうしたフェローシップを設けることで、ボストン・カレッジは質の高い学生を大学院・専門課程に集めることができ、引いてはそうした学生によって学部教育が高められることにもなります。優れた大学院生は、指導者として、研究助手として、さらには学部生の模範的人物として貢献してくれる存在です。特に重要なのは、そうした学生によって人気の高い学者教員をボストン・カレッジの教授陣に加えることができるということです。とりわけ才能に優れた教授らは、とりわけ才能に優れた大学院生を求め、知的探求のレベルを高めようとするものです。

学業インフラの改良から直接的な恩恵を受けるのは、ボストン・カレッジでの学習や学問です。本キャンペーンでは複数の特定分野について強化を目指しています。その第一は、図書館サービスです。ここ数年で我が大学の図書館は、所蔵とそのサービス両方の点で著しい成長を遂げています。新規取得のペースに合わせるには、印刷や電子資料にアクセスできる近代化されたオンラインシステムのような、所蔵物用の追加スペースが必要となります。資金調達が必要となるもう 1 つは技術分野です。ボストン・カレッジは指導・研究・通信へのコンピュータ利用において、一般教養系の団体ではトップクラスに位置しています。大学規模でのネットワ

ーク上には、データアクセスやケーブルテレビ、電話サービスが統合されています。ボストン・カレッジではコンピュータ技術を利用して、マルチメディアツールを教授により効果的に活用しようとしています。以上の両目標を本キャンペーンでは支援していきます。

#### 学問的卓越性への基金

並外れた大学であることの証明の一つとして、知的生活を刺激して充実させる、公式の学部の講座科目を補完する特別なプログラムやリソースがあります。本キャンペーンでは、基金によってこうしたもののいくつかを強化することを目指しています。支援先の一つとなるのが、国内で評判の高いアイルランド学プログラムです。このプログラムでは、学部生・大学院生向けの両教科課程を提供しており、講義、美術展覧会、音楽演奏会その他の文化行事を後援しています。

ボストン・カレッジの McMullen Museum of Art (マクマレン美術館) は、大規模な展覧会を展開したり、シンポジウムを組織したり、本学全体にわたり指導プログラムを支援したりしており、こちらもまた当該基金から支援を受けることになります。

Center for Religion in American Public Life (アメリカ市民生活宗教センター) や Center for Retirement Research (退職関連研究センター)、Center for Ignatian Spirituality などの研究・学問向けセンターについても、基金の恩恵を受けることになります。例えば Center for Ignatian Spirituality は、ボストン・カレッジの Jesuit Community (イエズス会コミュニティ) からマッチング・ギフトを条件として 200 万ドルの基金を受けています。こうしたセンターでは、教授陣が国内外の重要な問題を探求し、世界の知識を広め、複雑な社会的問題の解決策を解明できるように、優れた機会を提供しています。

#### キャンパス修景化への基金

そびえ立つ塔や優美なアーチはボストン・カレッジの建築構造を特徴付けており、キャンパスに上品さ、厳めしさ、美しさを与えています。各オープン・スペース – 中庭や広場、歩道や通路 – も同様の感性を備えていることが重要です。キャンパスの基金により、公衆芸術作品の設置や造園、最近の St. Ignatius Gate (聖イグナティウス門) の改修のような設計改良を通じて、そうした環境を開発・保全することができるようになります。

#### 施設 : 5,000 万ドル

ボストン・カレッジの施設の発展と改修は、これまで、人格を教育するという我が大学の使命の促進に役立ってきました。とりわけ重要となるのは、煉瓦やモルタルを増設することではなく、学生や教授陣の活動を促進し、地域社会感、歴史的継続性、及び共通目的を醸成するような環境を構築することです。過去数十年間にわたる新規建物の建造がそうであったように、

本キャンペーンで資金供給される追加プロジェクトもまた、これらの目標に貢献するものとなります。本キャンペーンの支援を受ける主要なプロジェクトには、次のようなものがあります。

#### ミドル・キャンパス・プロジェクト

学業面での学習と学生の生活の統合化を進めるため、我が大学ではミドル・キャンパス内に主要複合施設の建設を計画しています。当該施設には、1万4,500名の学部生、大学院生、及び専門学生のニーズに応える新規の学生センターが備えられます。この学生センターは、学生らが形式張らずに学生同士で集まったり教授陣と集まったりできるよう、利便性の高い場所に設けられます。また、同センターには、食事や特別行事、ミーティング、学生団体オフィス用の各スペースのほか、我が大学の切符売り場や「サイバーコート (cybercourt)」のコンピュータ・サービス、学生育成オフィス、University Chaplaincy、大型書店、600席講堂の各スペースも含まれます。

ボストン・カレッジ第24代学長及び現総長であるモーナン神父に由来する Humanities Building は、前出の新生センターに連結される予定です。この施設では、講義室・教室・ゼミ室・教員室を伴って本大学最大級の複数の学部 - 哲学、神学、英語 - が1棟に集められます。音楽と古典のプログラムも Monan Hall (モーナン・ホール) に移動となり、人文学間の学際的結び付きの強化に資する環境が生まれます。

#### HIGGING HALL (ヒギンズ・ホール) の改修・拡張

1960年代後半に建造された Higgings Hall は、もはや生物学・物理学の教授や研究にとって十分なものとは言えません。同ホールの研究室は、拡充された研究プログラムや新規の教授アプローチに対応できるよう再構成する必要があります。社会及び才能に優れた学部生の両方によって自然科学に向けられる重要性が高まっており、それもまた既存施設の増強に向けた強い原動力となっています。追加スペースの必要性は、最も人気の高い学部の一つであることから生物学分野でとりわけ強くなっています。物理学部では実験物理学での新規イニシアチブ用の追加スペースが必要となっています。

Higgings の計画では、教授陣オフィスの改修、実習室の増設、及び研究室の拡張などを行います。追加の研究室は新たな棟内に収容され、その棟は屋内アトリウムによって既存建造物へと連結されます。このような現代のかつ広大なスペースによって、ボストン・カレッジでの生物学・物理学の教授性は高まることになります。

#### ロースクール

我が大学の大学院・専門学校が引き続き全国的評判を高めていくなかで、その施設については質と領域について足並みを合わせていくことが必須となります。ロースクールでは、ニュートン・キャンパスの建物の大規模な改良・拡張工事に着手済みです。新たな図書館とスチュアート・ホールの新棟はすでに建設されています。この新棟には、教授陣オフィス、教室、学生

組織、就職紹介オフィス、及び Center for Advocacy Program（弁護士業プログラム・センター）が収容されています。

こうした追加施設の建設によってロースクールでは、今日の学生らや教授陣が持つニーズに応えることができるようになり、キャンパスはより一層魅力的な学習環境となります。

#### **VARSITY ATHLETIC CENTER（大学運動競技センター）**

1989年に我が大学が Conte Forum（コンティ・フォーラム）を開設した当時は全ての運動競技チームに十分なスペースが設けられていましたが、その後、フットボール・プログラムで専用スペースを求める声が高まっています。ボストン・カレッジは、過去6年間のうち3年間にわたり College Football Association（大学フットボール協会）の Academic Achievement Award（学業成績賞）を獲得した卒業生の割合に示されるとおり、各選手の高い学業水準を維持しつつ全国レベルでフットボールを競い合っています。

こうした継続的な課題を達成するため、我が大学では、学生競技選手に対しトレーニングや準備のための優れた施設を提供しなければなりません。Varsity Athletic Center はまさにそうした活動を行う場所となります。当該センターは4階建ての施設であり、Alumni Stadium（卒業生スタジアム）の北端ゾーンに隣接して配置される予定で、各種設備、トレーニング室、ロッカー室、6,000平方フィートのウェイトトレーニング室、125席付きの教室、9つのブレイクアウトタイプの小型ミーティングルーム、コーチ室、ミーティングルームのほか、ボストン・カレッジのフットボールの歴史を迎える博物館や、全学生運動選手に向けた Learning Resources Center（学習リソース・センター）の新家屋が収容されます。

フットボール・プログラムのニーズに応えるだけでなく、ジェンダー上の公平に対するボストン・カレッジの確固たる取り組みを継続するうえでスペースが必要な場合であれば、当該施設では Conte Forum のスペースをボストン・カレッジの全大学代表チームに開放します。同センターではこのようにして、すべての学生運動選手が機会を最大限に活かし、競技と学業の両面において卓越性を追求していけるよう支援します。

#### **経常資金：9,000万ドル**

不測のニーズに適時かつ柔軟に対応し、様々な進行中のプロジェクトへの取り組みを維持するため、ボストン・カレッジでは経常資金に大きく依存しています。これらは本キャンペーンの主要目的の3つ目に該当します。計上支出向けの資金は、2つのカテゴリに分けられます。

#### **ボストン・カレッジ・ファンド（BOSTON COLLEGE FUND）**

ボストン・カレッジでは、各種イニシアチブを支え、新規分野での卓越の機会を逃さず、またふさわしい学生への資金援助に引き当てられるようなアニュアル・ギフトについて、卒業生や保護者、友人らに期待を寄せています。アニュアル・サポートは、ボストン・カレッジの全

国的評判を高めていくに当たってその効果を生み出すことができます。ボストン・カレッジ・ファンドは経常支出向けのファンドとして機能する一面を持っており、このファンドが安定的に成長していくことで、大型の基金から運用収入を得ているピア校に対抗することが可能となります。ボストン・カレッジ・ファンド向けの1万2,000ドルのアンニアル・ギフトは、基金20万ドルから得られる運用収入に相当します。

#### 経常支出向け使途指定贈与 (DESIGNATED GIFTS FOR CURRENT USE)

個人や企業、財団からの助成は、その助成がなければ維持できていなかったであろう重要な学習や教授陣の研究活動を支えています。ボストン・カレッジは、専門分野の学生向けの奨学金や、教授陣・学生への技術支援、教授陣の様々な研究プロジェクトの支援について、そうした贈与に依存しています。ボストン・カレッジが総合的な強みを持つために極めて重要な数々の分野において、こうしたアンニアル・ギフトが卓越性の側面を担っているのです。

#### 寄付募集目標の要約

	(万ドル)
寄付基金の要約	26,000
教授職	14,000
40の大学教授教授職(200万ドル)	8,000
60の寄附講座(100万ドル)	6,000
学生援助	5,000
学部生向け奨学金	3,600
大学院生向け奨学金	800
学部生の研究助手職	600
図書館	1,000
教育センター及び特別プロジェクト	6,000
施設の要約	5,000
大学アスレチックセンター	1,300
ニューサイエンスセンター	1,200
ミドルキャンパス・プロジェクト(モナン・ホール、学生センター)	1,500
ロースクール	1,000
経常支出の要約	9,000
使途に制約のない経常支出	3,000
使途に制約のある経常支出	6,000
合 計	40,000

## 9. 寄付者の権利章典 (Donor Bill of Rights)

フィランソロピーは、公益に向けた自発的な行為である。これは、生活の質を供与し共有する伝統である。フィランソロピーが一般大衆の尊敬と信頼に値するよう至らしめ、かつ寄付者と寄付候補者が非営利団体と支援の要請を受けた対象に対して全幅の信頼を置くことができるようにするために、我々は全ての寄付者が以下の権利を有することをここに宣言する：

1. 団体のミッションや寄付資源を活用する方法、かつ意図する目的に寄付を効果的に活用する能力について知らされること。
2. 団体の理事会の特徴について知らされ、理事会が責任を持って慎重な判断を下すものと期待されること。
3. 団体の直近の財務諸表が入手可能なこと。
4. 寄付が望み通りの目的のために確実に用いられること。
5. しかるべき顕彰を受けること。
6. 寄付が、法の定める範囲で尊敬と機密の保持をもって扱われること。
7. 組織の利益を代表する担当者と寄付者のあらゆる関係に専門的な要素が期待されること。
8. 寄付の勧誘を行っている者がボランティアか団体の従業員、もしくは勧誘員（ソリシター）であるかどうかを知らされること。
9. 団体が共有しようとする可能性のあるメーリングリストから名前を削除される機会を有すること。
10. 寄付を行う際に質問が可能で、迅速かつ誠実、率直な回答を得られると感じられること。

このステートメントの文章全文は、アメリカ寄付募集協議会（American Association of Fund-Raising Counsel (AAFRC)）、ヘルスケアフィランソロピー協会（Association of Healthcare Philanthropy (AHP)）、教育振興・支援協議会（Council for Advancement and Support of Education (CASE)）、寄付募集担当者協会（Association of Fundraising Professionals (AFP)）によって検討され、1993年11月に採択された。

## 10. 寄付募集に関する専門団体（CASE/AFP）の倫理規程

### 1) CASE倫理規定

インスティテューショナル・アドバンスメントに携わる専門職員は、教育コミュニティにおける各自の責任に基づき広く社会に向けそれぞれの大学、及び学校を代表するものであり、故に各自の団体が持つ最良の教育の質を実証するとともに最高水準の個人的・職務的行動規範を順守する特段の義務を有する。

上記に当たっては、他の大学や学校を非難することなく各自の団体及び教育一般の長所を促進する。

各自の発言及び行為においては、真実、公平、探求の自由、他者の意見を尊重する。

人種、肌の色、性別、性的指向、結婚歴、信条、民族性、国民性、ハンディキャップ、又は年齢にかかわらず、すべての個人に敬意を払う。

他のアドバンスメント担当者の職務的価値を支持するとともに、他者から生まれた考えや発言、イメージを評価する。

プライバシー上の権利及び機密扱いの情報を保護する。

高度の公益に抵触するような場合に、個人的利益のために便宜を図ったり受けたりせず、又は各自の団体のために便宜を求めたり受けたりしない。

事実上の、又は事実と思しき利益相反を回避し、疑わしい場合は適切な当局の指示を仰ぐ。

インスティテューショナル・アドバンスメントにかかわる法規の文言及び精神を順守する。

自身の職務に適用される本規定等を順守するとともに、最高水準の行動規範を支持するよう同僚にも積極的に働き掛ける。

CASE理事会は、あらゆる範囲のインスティテューショナル・アドバンスメントにおいて我々の職務的行為を指導・強化すべく本倫理規定を採択した。また、本規定は、我々の職務的活動において生じ得る倫理問題に関して認識と議論を促進することも目的としている。当理事会は、国別・地区の各指導者のほか、会員全体からの多数のボランティアによる1年間の協議を経て、1982年7月11日にトロントにて最終版を採択した。

## 2) AFP 倫理規程 (1991 年 11 月採択)

Association of Fundraising Professionals (AFP) (前 National Society of Fund Raising Executives (NSFRE)) は、ファンドレイジングに携わる専門職員及び当該職務の発展と成長を振興し、寄付募集の職務における高度の倫理規定を促進し、フィランソロピー及びボランティア活動を維持・強化するために設立されている。

AFP の会員は、自己の信条を通してクオリティ・オブ・ライフの向上を図ろうとする内面的な動因によって動機付けられている。会員は、理想とするフィランソロピーに貢献し、ボランティア活動の維持と強化に努め、各自の職務生活上の最重要原則としてこうした考えについてスチュワードシップを堅持するとともに、必要なリソースの積極的・倫理的な探求及び寄付者の意向の誠実な実現を確保する責任を認識する。これらのことを目的として、AFP 会員は、一定の価値観を受け入れ、フィランソロピー的支援の創出責任を果たすに当たりそれらの維持に努める。

AFP の会員は、下記を希求する。

- ・ 公共の信託を守るという絶対的義務への完全性、誠実性、真実性及び忠実性を持って各自職務に当たること。
- ・ 各自の組織、職務及び良心における最高の水準とビジョンに従って行動すること。
- ・ 個人的利益よりもフィランソロピー的使命を優先すること。
- ・ 献身及び高い目標に対する各自の認識するところを通じて他者を奨励していくこと。
- ・ 各自の行動が他者にとってより有益なものとなるように自己の専門的な知識と技能を向上させること。
- ・ 自己の行動が影響を与える個人の利益及びウェルビーイングに対して関心を示すこと。
- ・ 自己の行動が影響を与える者全員のプライバシー、選択の自由、利益を尊重すること。
- ・ 文化的多様性及び多元的価値観を促進するとともに、あらゆる人々に対し尊厳と敬意を持って接すること。
- ・ 個人的な取り組みを通じてフィランソロピーへのコミットメント及びその社会的役割を確認すること。
- ・ 適用されるあらゆる法規の精神と文言を順守すること。
- ・ 各自組織内において、適用されるあらゆる法規への順守を支持すること。
- ・ 一見して犯罪行為や職務上の違法行為と思しき行為であれば避けること。
- ・ 各自公共での振る舞いを通じてファンドレイジング職務への信用を得ること。
- ・ 同僚にもこれらの職務上の倫理規定・規範を受け入れて実践するよう奨励すること。
- ・ フィランソロピーに貢献する他の専門団体によって公表されている倫理綱領を把握すること。

## 職務規範

1992年11月にAFP倫理規定として採択・統合

また、上記価値観に基づいた行動に努める一方で、AFP会員は、AFP倫理規定へと採択・統合されたAFP職務規範を順守することに同意する。当該規範の違反に対しては、AFP倫理執行手順の定めに従い除名などの懲戒処分が会員に課される場合がある。

### 職務上の義務

1. 会員は、自己の組織、顧客、又は職務に害を及ぼす活動に従事してはならない。
2. 会員は、自己の組織及び顧客に対する受託上・倫理上・法律上の義務に反する活動に従事してはならない。
3. 会員は、利益相反の潜在的可能性及び事実すべてを効果的に開示するものとする。当該開示によって倫理上の不正が排除又は示唆されることはない。
4. 会員は、寄付者、見込み者、ボランティア又は従業員とのいかなる関係も自己又はその組織の利益のために利用してはならない。
5. 会員は、適用されるあらゆる地域・州・地方・連邦の民法及び刑法を順守するものとする。
6. 会員は、各自個々の能力範囲を認識し、各自の職務上の経験及び資格に関して率直・誠実さを持つ。

### 慈善ファンドの募集及び用途

7. 会員は、すべての募集資料が正確であって組織の使命と募集基金の用途を忠実に反映したものとなるように配慮するものとする。
8. 会員は、見込まれる贈与の価値及び税効果につき情報に基づいた正確かつ倫理的な助言が寄付者に提供されるように配慮するものとする。
9. 会員は、寄付等が寄付者の意向に従って利用されるように配慮するものとする。
10. 会員は、基金の利用及び運用に関する適時の報告など、慈善寄付について適切なステークホルダーシップが確保されるように配慮するものとする。
11. 会員は、贈与の諸条件を変更する場合には事前に寄付者の明示的な同意を取得するものとする。

### 情報の提示

12. 会員は、権限のない者に対して特権付き情報又は秘密扱い情報を開示してはならない。
13. 会員は、組織又はその代理人によって作成された寄付者・見込み者のすべての情報が当該組織の所有に帰属するものであって、当該組織を代理しての場合を除きこれらを譲渡又は利用してはならないとの原則を順守する。

14. 会員は、寄付者に対し、他の組織への売却、貸与、又は交換対象となる一覧表から自らの名前を削除できる機会を提供するものとする。

15. 会員は、募集結果を表示するに当たっては、米国公認会計士協会（AICPA）\*によって当該組織種別につき採用される適切な指針に適合した正確かつ一貫的な会計手法を用いるものとする。（\* 米国以外の国においては同等の当局を採用すること）

#### 対価

16. 会員は、慈善寄付等の比率に基づいて対価を受け取ってはならず、又は仲介手数料を受け取ってはならない。

17. 会員は、ボーナスなどのパフォーマンスベースの対価を受け取ることができる。ただし、当該ボーナスが、会員自身の組織内での一般的な慣行に基づくものであって、慈善寄付等の比率に基づいたものではないことを条件とする。

18. 会員は、仲介手数料、又は慈善寄付等に基づく手数料や比率対価を支払ってはならず、各自の組織においてもこうした支払が行われないよう抑止する配慮を払うものとする。

1999年10月修正